

平成28年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年9月1日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 北村五十鈴 2番 中塚 尚憲  
 3番 稲垣 誠亮 4番 岩井智恵子  
 5番 高橋 繁夫 6番 太田 健一  
 7番 野並 享子 8番 東郷 正明  
 9番 栢木 進 10番 上杵 種雄  
 11番 市木 一郎 12番 山本 剛  
 13番 丸山 敬二 14番 鈴木 市朗  
 15番 矢野 隆行 16番 梶山 幾世  
 17番 坂口 哲哉 18番 河野 司  
 19番 立入三千男 20番 欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	寺田 実好	政策調整部政策監 (地域戦略担当)	大藤 良昭
総務部長 選挙管理委員会書記長	遠藤 伊久也	市民部長	上田 裕昌
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	白井 芳治
教育部長	藤池 弘	政策調整部次長	川端 美香
総務部次長	竹中 宏	広報秘書課長	服部 道和
総務課長	赤坂 悦男		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	立入 孝次	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第57号から議第78号まで

(平成27年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他21件)

質疑

第3 議第57号から議第67号まで

(平成27年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他10件)

決算特別委員会付託

第4 議第68号から議第78号まで

(平成28年度野洲市一般会計補正予算(第2号) 他10件)

常任委員会付託

第5 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長(市木一郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(市木一郎君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(市木一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第12番、山本剛議員、第13番、丸山敬二議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(市木一郎君) 日程第2、議第57号から議第78号まで、平成27年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他21件を一括議題とします。

ただいま議題となっております議第57号から議第78号までの各議案について、質疑を行います。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第7番、野並享子議員。

野並議員。

○7番(野並享子君) おはようございます。

議第57号平成27年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑をいたします。

決算の審議というのは、その収支、成果、そういうものも調査をし、審議をし、財政状況やいろんな形でどうなっているのか、問題点を指摘し、それを今年度の執行されている部分、そしてまた来年度の予算編成、そういうものに連動している橋渡しをしていくという決算というふうに認識を私はいたしております。ですから、27年度決算について質問もし、今後将来どうなるのかというふうな形での質問というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

平成27年度決算は、当初予算で法人税は前年に比べ2億5,300万円のマイナス計上をしていました。27年度の法人の決算では9億900万円の増収で、21億5,000万円となっています。企業の業績が上がった結果と言われていましたが、11億円の増収となっています。誤差が大きいと考えますが、大手企業の業績に左右される会計であります。財政調整基金から5億円、減債基金から3,000万円取り崩す必要がなくなり、その結果、基金積み立ては8億1,500万円積み立てられ、普通会計における基金残高は約42億8,600万円という状況でした。

28年度予算においても法人税は前年より1億9,300万円減額であり、10億6,400万円を見込んでいます。業績が27年度と同様であれば、28年度決算ではまた10億円余りプラスになり、28年度の財調からの繰り入れ9億円はしなくてもよくなり、普通会計における基金残高は38億円ぐらいになると考えられますが、現在どのような見通しなのかお尋ねをいたします。

次に、平成27年度から大企業には減税をしました。法人税率を現行の25.5%から23.9%に引き下げ、資本金1億円以上の法人税については地方税の法人事業税の所得

割を7.2%から6%に引き下げ、28年度にはさらに4.8%に引き下げられることになっています。さらに、欠損繰越控除の見直しで法人所得がマイナスになった場合、翌年度以降の黒字分と相殺できますが、現行では9年可能なのを10年に延長をしました。

このような現状の中、野洲市での影響をお尋ねいたします。

次に、財調と地域振興基金の必要想定額は20億円、最低必要額は6億円とされています。27年度決算では31億円ぐらいになります。28年度は昨年と同様の業績なら、財調からの繰り入れが必要でなくなり、30億円ぐらいの基金残高になります。財政が厳しいということを言われますが、27年度決算を見て、また今年度予算を見てみますと、ゆとりある財政運営ではないでしょうか。

決算委員の結びで、27年度から普通交付税の合併特例算定が減額されるため、厳しい財政状況になると書かれています。どのぐらいの減額になるのかお尋ねいたします。

また、地方交付税は前年に比べ3,500万円のマイナス計上でしたが、決算では2億6,700万円の増収で、26億5,000万円となっています。プラス3億円の増収です。地方交付税はほぼ決まっており、3億円の誤差はどのような理由なのでしょう。

また、28年度予算を見ますと、これも前年より1億7,700万円減額予算で、22億となっています。28年度はどのように推移する見通しなのか、お尋ねをいたします。

2014年12月議会に中学校卒業まで医療費無料化の請願が出されました。5,801名の署名が添えられていました。その前にも小学校3年生まで無料化の請願が出されました。市民の願いを少しでも実現していく姿勢が必要ではないでしょうか。これまでまた要望してきました病児・病後児保育は民間の小児科医が開設して下さり、29年に実施される見通しであり、次は医療費無料化ではないでしょうか。小学校3年生ぐらいまではいろいろと病気をします。また、以前質問いたしましたが、虫歯の治療の比率が低いということも明らかになりました。しっかり物をかんで丈夫な体をつくり、サポートをするためにも、医療費無料化の拡大が求められます。この決算状況を見て、実現可能であると思いましたが、市長に答弁を求めます。

次に、決算の中にこれまでからも指摘しています部落解放人権施策確立要求びわこ南部地域実行委員会分担金が総務費から15万円出されています。また、28年度予算でも出されていますが、野洲市では同和行政から全市民への施策に展開をされています。この分担金はやめるべきではないでしょうか、答弁を求めます。

次に、100%国の財源なので、市の財政として影響はしませんが、子育て世帯臨時特

例給付金や臨時福祉給付金の事業では、該当者に渡るお金は5,325万円に対し、全体の事務費は2,027万円であり、事業費総額は7,352万円です。27.6%、約3割が事務費という状況であります。7,352万円の国費であるならば、そのお金が有効に使われるようにしなければ国税の無駄遣いという状況になります。もとをただせば国民の税金であり、愚策以外の何物でもありません。

また、子育て世帯は1人につき3,000円、申請率は99.9%ですが、低所得者の方の申請率は83.5%ということで、1,000人余りの人は申請していません。1人につき6,000円ということですが、この申請率の違いは何なのか、また低所得者の対象がわかっているなら、申請方式でなく違うやり方が必要ではないのでしょうか、答弁を求めます。

次に、マイナンバーに対応するシステム改修費が5,600万円支出されています。平成27年10月から施行され、全住民に送付されましたが、何人に送付し、何人がカードを作成されているのかお尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

野並議員のご質問のうち、建制順でお答えしますから出口からお答え、結論からお答えすることになりますけども、子どもの医療費無料化に関する可能性についてのご質問にお答えをいたします。

野並議員ご指摘のとおり、平成27年度末現在での財政調整基金は22億円を超えることとなりました。また、あわせて他の基金を入れますと基金全体で42億8,000万円余りを保有するに至っており、事業を推進していく上での健全な基金管理ができる状況となっております。

私が就任しました平成20年、かつリーマンショックの影響を受けたころから比べると、格段によくなっているようでありますけども、これも集中改革プランはじめ行財政改革の成果であって、単純にこれだけの基金がたまってきたわけではございません。いろいろな方のご協力でこういう状態になっております。

しかし、平成28年度は年明け以降、まずは野並議員もご指摘のように、野洲市の場合法人市民税の貢献度がかなり高い、市内の大手の事業所の法人市民税によってかなりの財源が賄えていますけれども、そういった企業の想定していた年明け当初のレートがぎりぎりで110円、115円か110円ということでしたけども、春先から100円前後で推

移をしております。そういった状態からしますと、先行きの不透明感がただよっておりまして、昨年度のように法人市民税の増収も期待できず、醸成した財政調整基金の活用が必要な状況が見込まれております。

それと、現在本市独自の事業として、ご承知のように各学校への支援の加配による特別支援教育の充実、そして今全国で保育所の待機、実質7万8万と言われている。それと一方で学童保育も1万5,000を超えている。また実数わかりませんが、万単位を超えていますけども、野洲市の場合は6年生まで学童保育完璧に整備をしております。これにもかなりの財源を持ち出しています。また、専門家を採用した児童の虐待防止等の事業もやっておりますし、市直営での中学校までの学校給食もこれも堅持をしております。こういったところに独自の財源を入れていまして、通常ですとこの維持をきちっとしていこうというだけでも健全な財政運営が必要です。

あわせて、今計画しています発達支援センターの改築といいますが、新発達支援センターの整備、そしてまだこども園の1園の整備が残っております。こういった子育て支援、それと児童虐待に対しましても今後児相が県から市の役割が出てくるということもありますし、そういった備えも必要です。その上に、野洲駅南口の整備、そして市立病院、国道8号線バイパス等のこういった課題もありまして、財政の堅実な運営というのは喫緊の課題となっております。

こういったことから、安易に財政調整基金が少し状況がよくなったからといって医療費の無料化というのは手をつけられないと思っています。

かつて3年生まではやろうということで湖南4市で調整をいたしましたけども、野洲市はやる予定でしたけども、足並みがそろわなくて中止になっております。

私は医療費の無料化を否定はしませんけれども、特に今申し上げましたように全国でやってない市立病院をこれから民間病院の救済も合わせてやろうという大事業を控えている中で、医療費の無料化というところへ乗り出していくのは、少し慎重にならざるを得ないと思っています。

今子どもたちの状況、家庭の貧困ですとか、さまざまな課題がありますけれども、むしろそれは医療費の無料化ということで給付もいいですけども、家庭の支援、さまざまなサービスの充実、特に今申し上げました生活困窮の家庭へのいろんな支援がまだまだ必要ですし、学校の子どもたちの教材の面なんかでも家庭の状況によってかなり制約をされていますので、そういったところにもう少し手厚い支援をすると共に、改めてですけども、

このスーパー学童保育と私は思っているんですけども、これをきちっと堅実に維持をしていくといったところに財源を向けていくべきであって、今たちまちこの時期に子どもの医療費の無料化に乗り出していくのには申しあげましたように慎重に対応すべきであると考えております。

次に、部落解放人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会の分担金についてのご質問にお答えします。

同実行委員会につきましては、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃するために、差別撤廃と人権確立の法制度の整備を図ることを目的として今日まで広域的に各種団体が連携して啓発等に取り組み、一定の役割は果たしてきたと思います。

当分担金につきましては、その組織があり、市も構成団体となっていることから負担をしておりますが、同和問題も人権問題として取り組んでいこうとしている中で、以前も申しあげたことがあると思いますが、今後もこの取り組みでよいかどうか、またこの仕組みでよいかどうかについては検討していくべきであると考えますけども、これだけを取り上げて分担金を払う、払わないということで議論すべきではなくて、大きな取り組みの中で別の方法があればそこへ向けていくということで対応していくべきであるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

野並議員のご質問の中で、1点目から4点目になるんですけど、政策調整部の方からお答えをさせていただきます。

まず1点目、平成28年度現在の普通会計における基金残高の見込みについてお答えをさせていただきます。冒頭市長の方からお答えがありましたので、若干重複するかもしてませんが、ご了解をお願いいたします。

まず、平成28年度は年明け以後の円高等もございまして、法人市民税の増収は期待できず、当初予算計上のおり財政調整基金の取り崩しを予定しております。そのため、普通会計における基金残高は、平成28年度末では8月補正後の見込みでお示しをさせていただきましたとおり、約28億円になると見込んでおります。

次に、2点目の企業の減税に対する本市への影響についてでございます。

国では、経済の好循環を導くための成長志向の法人税減税、また地方法人課税での税源

の偏在是正を目途とする税制改正が進められております。

まず、法人税減税では法人税率の引き下げ見合い分、先ほど議員おっしゃられました1.6%の減額について、法人市民税法人税割額の課税標準額に影響はございます。

また、欠損繰越控除の見直しにつきましても間接的に影響は受けます。

なお、法人医事業税の見直しによる市税への影響はございません。

3点目の現在の財政運営に対する認識、また普通交付税の合併算定替えの縮減額についてでございます。

まず、これにつきましては1点目でも述べましたように、平成28年度では当初予算で予定しております財政調整基金からの取り崩しが必要な状況であると見込んでおりまして、後年度の安定した財政運営を考えると、決してゆとりがあると、そういった状況とは認識はいたしてはおりません。

また、平成27年度における普通交付税の合併算定替えによる縮減額は、普通交付税を補完する財源でございます臨時財政対策債も含めると、平成27年度ですけれど、約5,000万円となったところでございます。

なお、普通交付税の合併算定替えによる縮減は、今後段階的に引き上げられていくことから、今後の財政運営については決して楽観視できるものではないというふうに認識をしております。

4点目でございます。地方交付税の予算との乖離については、まず当初予算では国の地方財政計画を受けて示される県の試算方法、これをもとに推計をして予算計上させていただいておりますが、平成26年度と平成27年度の当初予算の差、議員がお示しいただいております3,500万円のマイナスについての要因につきましては、子ども・子育て支援新制度導入等に伴い、基準財政需要額が増加したものの、合併算定替えによる縮減が始まった、そのことの影響を受けまして減少したというものでございます。

また、次にご指摘をいただいております平成27年度の当初予算と決算の差、約2億6,000万になるんですけれど、における主な要因といたしましては、基準財政需要額において、社会福祉費や保健衛生費の単位費用の増加、また新たに創設されました人口減少等特別対策事業費等により増額となったということが大きな要因でございます。

また、平成28年度への推移ということでございますけれど、現時点では本議会に提案をさせていただいております一般会計の8月補正予算案のとおり、普通交付税では約2,000万円の減額を見ておりまして、予定では約21億9,800万円となるものと見込



んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 皆さん、おはようございます。

次に、マイナンバー関連のご質問に対するお答えをさせていただきます。

平成27年10月5日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる個人番号法が施行されまして、その時点での野洲市の住民基本台帳に記載されている方5万807人に対しまして世帯ごとに通知カードを送付されております。個人番号カードの枚数ですが、決算ということでございまして、3月31日時点では1,338人でございます。ちなみに、直近のデータ、8月31日の数字もお示いたしますと3,282人に対して交付しているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

野並議員の7点目になります。臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のご質問についてお答えをいたします。

平成27年度に実施いたしました臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、いずれも前年度と比べますと高い申請率となっております。しかしながら、前年度と同様に臨時福祉給付金の申請率は子育て世帯臨時特例給付金を下回るものでございました。

ご質問の申請率の違いでございますが、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、児童手当の受給者を対象としていることから、児童手当現況届を兼ねた申請書に見直したことで申請の際の負担軽減が図られ、高い申請率となったものと考えます。

また、臨時福祉給付金につきましては、支給対象者を市民税の課税状況により支給判断する必要があることから、対象者の正確な把握が困難であり、対象の可能性のある方を含めて申請書を送付しております。したがって、支給対象外となる方がおられます。

申請結果を見ますと、若年層で申請率が低くなっており、これは断定はできませんが、この年齢層で情報の入手と意識の希薄が課題として残る結果となり、申請率の違いとなったものと思われま。

次に、申請方式でない支給方法についてのご質問でございますが、これらの給付金支給

事務につきましては、立法措置によることなく国の予算措置により事業を実施しているところでございます。支給事務手続が民法上の贈与契約に当たりますので、支給対象者からの申請が必要となり、申請方式以外の方法による給付については、支給についてはできないということを国の方が見解を示しております。

以上、お答えいたします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） まず、私、最初からいきます。

私、ゆとりがあると言ったんですけども、いやいやゆとりはないと。これはどれだけ言ったって平行線ですね。10億プラスしていてもゆとりはないという状況ですので、物すごい大きなお金だというふうにも思います。28年度は私も円高の部分で、市長が言われたように100円を切ってきているということで、輸出業者は影響を大きく受けるんですよ。ですから、村田は、企業名を言って悪いんですけども海外にいっぱい工場を持っておられますからね。輸入すればいいんですよ。そうすると、逆利ざやというのかね、輸入業者はこの円高でもうかるんです。ですから、企業もそういうふうな意味では考えられるのではないかというふうには思うんですけども、いろんな円高でもうかる場所と損する場所、円安でもうかる場所と損する場所、そういう今日本の状況であろうかと思いません。ですから、この大手1社に本当に大きく左右される予算、会計予算というのが野洲の何かアキレス腱になっているみたいな、そんな思いもします。

ですから、ここからちょっと一步発展させまして、この財政運営が大きく左右されないような業種の誘致、要は国内で動く流通とかサービスとか、国内で動くようなものであるならば、この円高、円安というふうな影響、ガソリン代が上がるとかそういうようなものいろいろあるとは思いますがね、そういった企業誘致なんかもして行って、野洲の財政が安定できるようなそういうふうな施策というのかね、そういうことが必要なんではないでしょうか。担当課、考えておられると思うんですけども、お聞かせ願いたいと思います。

それと、全体的に市長が言われたように野洲いろいろ子育ての関係でされていっているとはそれは認識をいたしております。そういう中において、市長、この医療費の無料化、確かに今維持しているだけでも大変という部分はあるかと思うんですけども、当初予算のときにも言いましたように、国保における医療費無料化でペナルティーがかかっていたというのを国がやめました。それで1,300万円ぐらい野洲では財源が出てくるはずやということで、そのお金を使うべきやということを私言ったんですけども、あのときも市

長はいいやいや違うところにいるいろいろ使っていますからというふうな答弁であったんです。でも、あの国からのペナルティーがなくなったということで、あの時点で年齢を引き上げたまちがたくさんあるんです。そういう意味においては、何も6年生までしていただければ、それはもう皆さんの声が100%実現をすることなんですけども、そのときの答弁で1,300万円ぐらいでは1年生分にも足りないというふうな話やったんですよね。その足りないお金がそんな1億も2億でもないと思うんですよ。全体的にも6年生までやろうと思えば1億円ぐらいかかるとか1億円超すとか、中学3年生までやろうと思ったらそのぐらいかかるとかいうふうなことの試算を出しておられたと思います。ですから、せめてその1,300万円を使って、さらにプラス何千万円か入れて1年生でも2年生でもとにかくやっぱり多くの市民が何とかしてよという、そういう思いでの署名も集められましたので、市長、病院もある、国8もある、駅前もやらんならん、いっばいやらんならんというそういう思いはあるかと思うんですけども、市民の皆さんが願っておられるところで、予算の許す限りといいましょうか、そうしたら何とか1年生だけでもやるとか、市民の声に答えていただくことが私は必要ではないかというふうに思いますので、再度そういうお考え、お聞かせ願いたいと思います。

次の臨時給付金の問題ですが、国は予算措置で行っているから申請以外はできないというこういうふうなやり方、83.5%の人しか申請がされていないという、2割近くの人が受け取れないというような状況という、こんな施策はどの市町村も同じ状況やというふうに私は思うんです。ですから、もっと市町村から声を上げていかんとあかんと違うか、自分ところの腹が痛まない、来たからやろうかというふうなそんなんではなくて、みんなこれ全部国民の税金ですから、ですからやるんやったらやるので、本当にみんなのところに行き渡るような方法をとらなければ、だからこの申請方式というのはこれ26年のときも言いましたよね。27年もやって、28年も今やっておられますよね。また同じ結果が出るというふうに私は思うんです。こういうやり方ではあかんということをやっぴりもつと下から上げていくということをやらないと、何か手当てはしていますよといって言うけども、手当てが行ってない人がこれだけおられるということに対しては、やっぱりこんな施策はあかんというふうに思うんですけども、その点どういうふうにお考えか、お尋ねしたいと思います。

それと、マイナンバーですが、これも導入のときから情報の流出があるとかいう形で反対もしました。どれだけの人が利用するかというのは、住民カードでさえもあの程度です

から、このマイナンバーなんていうのはさらに持ち歩くことによって余計危険が増すという事で、こんなはだめだということを書いていたんですけど、やはり直近でも3, 282人ですか、1割にも満たないというような状況ですから、これもやっぱりこの施策、続ければ続けるほど維持費にお金を投入していかんなんという状況ですね。ですから、本当にこの制度そのものは早急に中止、廃止をしていくべきだというふうに思いますけども、担当課の方はどういうふうにお考えか、お願いします。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前9時34分 休憩）

（午前9時34分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 私から再質問の3点についてお答えします。

企業誘致は前から言っていますように、対応性を持たせようと思っています。ただ、誘致する場所がないので、今回手始めに国8バイパス絡みですけども、約7ヘクタールの工業団地を造成して、それからとっかかりで今年冬お示ししましたように、新幹線と国8バイパスの間については土地利用計画全般を見ながら拡大をしていって対応性を持たせたいと思っています。

輸出か輸出型でないかというのはあると共に、産業形態が多様化しているということも重要ですから、今市内では昔からありますけれども、化粧品の、あれは化学工業ですけども、かなり盛んですし、さまざまな支援をしていますし、あと前から言っていますが中小企業のやっぱり育成、50人のところが10社あれば500人の企業と同じことですので、規模の多様性と業種の多様性を持たせた企業誘致といいますか、産業政策は従前から展開をしているつもりです。

それと医療費ですけども、ここは意見が分かれるということだと思います。今病院というのは私本当に慎重で、十分可能性はあると思いますけども、ここにおられる半分は財政が厳しいという理由で反対しておられるわけですね。それなら、野並さんもっとその方たちを説得いただいたらいいと思うんです。私は十分病院の成立可能性はあると。この8年間、当初申し上げたと思います。リーマンショックの荒波を乗り越えたんですけども、リーマンショックの荒波の問題じゃなくて、旧の野洲町、野洲市、野洲町だけじゃなしに中主も含めて、批判する意味じゃなくて、見かけはよかったけれども財政の中身は本当に

悪かった。リーマンショックの問題じゃなしに、たえられなかったわけですね、隠れ借金がいっぱいあって、その上に見せかけ基金しかなかったということです。当時言ったのを今思い出しましたが、飛行機で例えれば安定して飛んでそうで、落ちそうもないのに急に落ちる飛行機。私がリーマンショックを乗り越えて財政改革プランをつくったときに申し上げたのは、落ちそうだけでも絶対落ちませんよと。これでこれからまた安定飛行していきますと言いました。その結果が20億を超える基金ですし、プラス学校の耐震化だとか保育園、こども園の整備だとか、職員の専門職の充実だとかというところへ来ていると思います。でもその私が見ていても、これから病院を立ち上げようという段階に先に、湖南4市もやってないような率先して子どもさんの医療費の無料化に取り組むかどうかという、そこは慎重にというふうに思っています。

あと、循環バスも言いませんでしたけど、まだご要望があります。1路線ふやそうと思うと、単純に500万か600万裏打ちをしないとイケません。高齢化も待ったなしです。そういうことを考えると、医療費の無料化というのは後年度毎年その経費が要りますから、それよりはきめ細かな生活困窮対策等やっていった方がいいんじゃないかというふうに思っています。

それと、給付ですけれども、これは当初一番最初始まったのは消費税が上がった年の1万円からです。私、これはいろんなところでおかしいと言いました。ただ、やはりお金が来る限りは受け取っていただくということで国とも大分議論して、税情報を使える使えないと。使えないということだったので、これも工夫してぎりぎりあなたは住民税均等割が非課税ですよというお知らせの中に、単なる給付のご案内するだけじゃなしに、申請の手続のぎりぎりまでやっていったと。これは途中で慎重を期していなかった全国の自治体のモデルとして国が野洲方式をやりなさいというふうにやったぐらいです。それでもやはり2割前後の方が受け取りに来られてない。これについては問題意識かなり当初から言っています。声を上げて下さいとか、正当なのであったら何でも正当でもいける。野洲市の場合はきちっと声を上げています。ただ、来ておられないが悪いんじゃないし、そこにまた生活困窮、お金が、給付を受けられるのに来れない方が存在しているというそこに着目をした上でいろんな施策を、もう一段展開しているわけですから、もうこの時期に今声を上げる声を上げないという話では私はないと思っております。当然最大限野洲市の場合には手厚く受ける立場の方には情報とお金が行き渡るように取り組んでつつもりですし、国に対してももっと制度がきめ細かくなるようには提案をしているつもりです。

マイナンバーについては担当部長からお答えをいたします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） マイナンバーの制度を廃止すべきではないかということなんですが、この業務につきましては国の施策を法定受託事務として法に基づいてやっていることですので、我々がどう思っているかというのはこの場で答えるものではないと思われまますので、お答えできかねます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 野洲の財政、27年度決算、9億7,900万円の増収ということで、28年度は円高の関係でということと言われていましたが、それもわかりませんよね。どういうふうな形で1年間これからどう展開を、1年もありませんけども、あと残りどういうふうに展開をしていくのか。企業としてもそれを大きく影響を受けないような、当然利益を求めて企業活動はされておられますので、ですから、いろんな対策なりいろんなことをされるというふうには思います。ですから、私はその財調からの繰り入れ、取り崩し、9億円を取り崩し予定というふうなことを今おっしゃいましたけども、そこまではいかないのではないかというふうに思います。これも私の観測です。結果を見なければわからない話ではありますが。ですから、この大手1社に左右される財政運営でなく、企業のそういう育成、誘致というふうなことにしましては市長もされるということですので、本当にここはもっと1社に左右されないような状況を何とかつくっていただくというのが野洲の大きな課題やというふうに思います。以前はIBMも好調な中で、それがばったりとなくなって本当に財政、本当にあのとき大変になったという思いを持っていますので、ですから同じ業種で固めるなど。それをやればそこがだめになれば全部がだめになっていくからということで、風が吹けばおけ屋がもうかると昔から言われているように、何かで影響が及んでくるいろんなものがないと私は財政が大変な状況になろうかと思っていますので、ここは本当に力を入れていただきたいという思いをいたしております。

もう医療費の無料化は何回言っても平行線で、湖南4市を余り意識しなくてもいいんじゃないでしょうか。医療費無料化のところで栗東が本当に最後まで入院の部分がずっと有料化されていましてから、ですからやはり県下の中を見ましても、湖東やら湖北の方ではもう既に無料化がどんどんと進んでいっておりますので、また国もそういう子どもの子育て支援ということで医療費の問題も議論されているというふうにもお聞きいたしておりますので、ですからやはり少しでも野洲、いろんな形で子育て支援をしているけども、より

光り輝く、野洲がもっと子育て支援しているよという何かアドバルーンが上げられたら、より野洲に移り住んでくる人たちも私はふえるというふうに思います。若い人たちがどんどん移り住んで下さるようなそんなまちにしていきたいというふうにも思いますので。

あとは委員会、分科会で審議がされると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、第6番、太田健一議員。

太田議員。

○6番（太田健一君） おはようございます。

それでは、議第58号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての議案質疑を行います。

まず1点目に、平成27年度の野洲市の国民健康保険税は、平均的な家庭で1世帯の年間の保険税が幾らぐらいになるのかをお尋ねします。

2点目に、平成27年度の野洲市の国民健康保険税は県内では何番目の高さになるのかをお尋ねします。

3番目に、平成27年度の決算審査意見書、財政健全化審査意見書の26ページに記載の平成27年度国民健康保険事業財政調整基金の残高は約2億3,700万円とありますが、平成28年度の現時点での基金残高が幾らぐらいになるのかをお尋ねします。

4点目に、同じく決算審査意見書、財政健全化審査意見書の21ページに記載の国民健康保険税の収入状況によりますと、収入未済額はトータルで約2億6,000万円となっていますが、この件数と人数をお尋ねします。

最後5点目に、回収が見込めないとして処理する不納欠損額はトータルで約2,400万円とありますが、これも件数と人数をお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

暫時休憩します。

太田議員、総括なので、第60号も質問を。ということですので。

（午前9時46分 休憩）

（午前9時46分 再開）

○議長（市木一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

太田議員。

○6番（太田健一君） 結構総括やと、やっている方も聞いている方もなかなか難しい。

これも議会改革の方で一問一答できるようになればいいかなと。また別の話になりますが。

それでは、引き続きまして、議第60号、平成27年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての議案質疑を行います。

1点目に、平成27年度の決算審査意見書、財政健全化審査意見書の22ページの介護保険料の収入状況の年金天引きではなく納付書で納める人の分である現年普通徴収の額が約395万円、繰越滞納分が約342万円、トータルで約737万円とありますが、人数と件数をお尋ねします。

2点目に、同じく不納欠損額の滞納繰越分が約178万円とありますが、人数と件数をお尋ねします。

3点目に、平成27年度の不納欠損額や滞納繰越額の平成26年度と比較した額や人数、件数の増減をお尋ねします。

最後、4点目に、平成27年度は基金が約9,0000万円ほどふえておりまして、これは11%という大きな料金の引き上げが昨年されましたが、この幅が影響していることが考えられますが、これほど基金がふえるということは保険料、11%ふえたというものは取り過ぎではないのかということを感じますが、見解を求めます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、太田議員の平成27年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご質問にお答えします。

1点目の平成27年度の平均的な家庭の1世帯当たりの国民健康保険税額についてのご質問でございますが、平均的な家庭の定義が明確ではございませんが、仮に40歳未満の夫婦と未成年の子どもの4人世帯で、世帯の年間所得を仮に300万と想定いたしますと、国民健康保険税額は年額で42万7,100円になります。

2点目の平成27年度の野洲市の国民健康保険税が県下で何番目に高いのかとのご質問でございますが、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた現年度分の1人当たり調定額と比較いたしますと、野洲市は年額10万3,623円となりまして、県下で高い方から2番目となっております。

3点目の現時点における国民健康保険事業財政調整基金の残高見込みでございますが、平成27年度末の残高に対しまして平成28年度の当初予算では3,500万円の基金繰り入れを計上しており、一方、本議会で提案させていただいております補正予算では、平成27年度の決算剰余金の2分の1に相当する4,100万円を基金積立金として計上し



ているところでございます。したがって、平成28年度末の基金残高は利子積立金と合わせますと約2億4,400万となる見込みでございます。

次に、4点目の国民健康保険税の収入未済額に係る件数と人数でございますが、1万5,062件で、人数につきましては1,047人となっております。

最後に、5点目の国民健康保険税の不納欠損額に係る件数と人数につきましては、1,637件で132人となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

それでは、太田議員の議第60号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお答えをいたします。

まず1点目の介護保険料の現年普通徴収の額、約395万円、滞納繰越分、約342万円の人数と件数につきましては、現年普通徴収の人数につきましては87人、件数につきましては629件となっております。滞納繰越分の人数につきましては86人、件数につきましては971件となっております。

2点目の不納欠損額の滞納繰越分、約178万円の人数と件数につきましては、人数は46人、件数につきましては318件となっております。

3点目の平成27年度の不納欠損額や滞納繰越額の平成26年度と比較した額や人数、件数の増減につきましては、平成27年度の不納欠損額は178万3,569円で、人数は46件、件数は318件であり、平成26年度の不納欠損額は185万159円で、人数は38人、件数は349件となっております。増減につきましては、実人数では平成26年度と比較しまして8人増となっておりますが、金額では6万6,590円、件数では31件とそれぞれ減っておる状況となっております。

4点目の平成27年度は基金が9,000万円ほど増で、11%の料金の引き上げ増が影響し、取り過ぎではないかとの見解についてでございますけれども、介護保険料につきましては平成27年度から平成29年度までの3カ年の介護給付サービス費と地域支援事業費の見込み額に基づきまして、財政均衡を保つことができるよう設定をしていることから、介護保険料を取り過ぎているものではございません。

なお、第6期介護保険事業計画では、介護給付費等サービス費用見込み額は年々ふえることを見込んでおりますことから、計画3カ年の初年度である平成27年度につきましては

は剰余金が生ずることは考えられます。このことから、剰余金につきましては次年度以降の給付費増等に対応できるよう介護給付費準備基金として積み立てをしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） まず、平均的な家庭の保険税をお聞きしましたけど、年間約300万円ぐらいな中で42万7,100円と。10期で分納すると1回4万2,700円ぐらいになるんですかね。かなりこれは家計への負担も大きいものだと感じます。そういう意味では、今、国保の財政が基金が2億以上も残っている。さらに先ほど3点目でお聞きしました28年度末でも一応予想しているのは2億4,400万円ぐらいとちょっとふえる、多少ですがふえるという状況の中で、ちょっと保険税のやはり取り過ぎな部分があるのではないかとこのように考えますが、その点に対する認識をまず1点聞きたいと思います。

それと、もう1点、広域化が目前に控えていますけど、昨年度に基金の取り崩しということで国保税の引き下げということを一歩始めてというか、検討されたということで、期待をしていたんですけど、医療費の増大、増加ということで断念されたということでした。その広域化、具体的な時期がいつになるのかということと、そこを踏まえて昨年は断念されましたが、今の状況を見てまた国保税の引き下げの検討をされているかどうかをお伺いしたいと思います。

介護保険の方もですが、11%値上げが行われて、平成26年度との比較を今お聞きしましたけど、8人増加で内容的には件数と人数は減っているということでしたが、やはり先ほども指摘しましたけど、基金9,000万円ふえていて、さらに今年、今年度、平成28年度の予算で今回の補正予算でも出ていますけど、基金の繰り入れが4,800万円ということが計上されていて、さらに基金がふえるということが予想されるんですね。その点についてもどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、太田議員の国保税についての再質問のうち、まず国保税が今現在高い保険税率となっているのではないかと、あるいは基金が今高い、保有している状況があることからの視点でお答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険の27年度の状況でございますが、平成27年度の決算といたしま

して、剰余金が今約 8, 100 万出ております。しかしながら、平成 27 年度当初、前年度の平成 26 年度においても決算剰余金は約 8, 100 万程度出ております。

こうしたことから、まず年度間で越し金については 26 年度と 27 年度の決算が同様の状況になってきております。一方、27 年度の歳入歳出を見ても、基金への積立額につきましては約 4, 000 万強、4, 100 万程度ございます。また、基金の取り崩しでございますが、これについては 1 億ございます。こうしたことから、単純に考えますと、この差額、積立金と取り崩しの差額については 6, 000 万これが赤字というような図式になります。こうしたことから、国民健康保険税につきましては決して取り過ぎであるとは考えてございません。

次に、国民健康保険の広域化についての検討状況とこれによる財政等の関連でございますが、今現在、県におきまして来る広域化にあたりまして、県の方が運営方針の方を決めるために各種動きが出てきているところでございます。もちろん、財政主体が県の方になりますが、市、町におきましてはこれらの保険税等の賦課等については県が標準を示して、あと保険事業等につきましては、これは市町のそれぞれの取り組みがございしますので、こういったものを必要額として保険料率を定めていくということでございますが、もちろん、広域化ということがございしますので、基本的には事務の簡素化等を目指していくと共に、一元化のメリットというところを目指すことになります。

こうしたことで、今回財政運営が県が主体的な役割を果たしますので、国保の財政調整基金等についての目的と活用というところも若干今後変わってくるところでございますが、今のところ、具体的に市町の財政調整基金については保有をしていくことを研修の資料として保有を認めるような流れで意見をいただいておりますので、今後動向を見ながらその活用も含めてちょっと考えていくことになろうかと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、太田議員の再質問についてお答えをいたします。

基金について、9, 000 万円ほど増としておる中で、保険料の取り過ぎ等もあるんじゃないかということの再度のご質問なんですけれども、この基金につきましては、想定しておりますのが例えば介護の認定者数なんですけれども、例えば 26 年度から 27 年度ですと、111 人増加をしております。今後 28 年度、29 年度の推計におきましても年々

76人、187人と増加を見込んでおる状況となっております。そして、また給付費につきましても、26年度から27年度につきましては3%増となっております、今後の28年度、29年度につきましてもただいま申し上げました認定者数の増、高齢者の増を鑑みますと、どうしても給付費が大変な増となりますので、その辺見込みますと安定した財政運営をしよういたしますと、この基金の額というのは必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） 国保に関してちょっと確認が1つまず、先ほど広域化に関して、以前は基金は簡単にいうと県が持っていくということだったのが、今の答弁の話を聞いていますと市で保有できるかもしれないという方向で県が今検討を進めている中でということをおっしゃられたと思うんですけど、その確認をまず1つしたいのと、国保も介護も一緒なんですけど、基金がどれぐらいあればいいのかというところが、なかなかその定義というものが何かで僕も見ましたが、どれぐらいあればいいという指針があるらしいということはなんとなくは知っているんですけど、基本的にはこれも何度も言っているんですけど、やはり言い方は悪いんですけど、これから残りの人生を生きていかれる高齢者の方々が負担されている部分が多いこの制度ですよね。その中で、失礼な言い方ですけど、まだ先はわからない。来年、再来年とどこまで生きていけるかわからないという状況の中で、余分に貯金にためられて、たくさん取られて大変な思いをされているというところに大きな問題があるのかなと思うんです。だから、その基金をため過ぎるのではなくて、取り崩すなりして引き下げていくなり抑えていくということが必要だとまず思います。その点で、基本的にはそういう考えなんですけど、国保に関して、例えば国民健康保険税の収入状況の表に、先ほど言っている表なんですけど、記載の平成20年度までのこれまでの積み重ね分である滞納の徴収率が医療分で13.5%、後期分で15.4%、介護分で11.2%とこういうふうに大幅にここだけ低くなっているんですね。この数字から見ても、一度滞納になると回収ができずに、結局不納欠損ということになってくる、そっちの方に処理していく。これの大きい要因が、やはり国保税が高い。高いから払えないという問題だと思うんです。この超高齢化社会による医療費の増大はもちろん今後も影響してくるというのはわかっているんですけど、一番の大きな問題は国が責任を放棄して負担分を国が減らしたところにもありますし、市においても以前行っていた一般会計からの法定外繰り入れをやめたことによって国保税が高くなっているということもありますし、要は払いたくても

払えないというような市民の方々がおられる。大きな負担になっている点だと思います。

国保税の額を決める際に、この徴収率から入らない分、例えば一般の減免医療分は徴収率が94.7%市としては高く徴収していますということを言われていますが、残りの5.3%分が入らない分として、そこも含めての、オンされて国保税の税額が決められるということなんですけど、要はこういうところが結局高どまりしてしまう、国保税が。という悪循環に陥っているんじゃないかなというふうに僕は考えるんですけど、その点に関しての認識を聞きたいと思います。

介護保険に関してですが、これも先ほどから言っています国保税と同じで、基本的には保険料が高くて払えないという問題を抱えていると思います。27年度の基金が約1億8,000万円ほどあって、先ほど取り過ぎではないかということはいまもう平行線になっているので、この点に関してはもうあれですけど、問題はこういう状況の中で保険料は高くても介護保険制度というのが改悪を続けているということですね。何度もこれは議会の中でしんじていますけど、来年度から要支援1、2が保険から外されます。さまざまな手厚いことをこれからボランティアも活用してしていかなければならない。その方向性も尋ねているけど明確なものが出てきてない。ということは、どうなるかわからない。まさにこれ、保険あって介護なしというような状況が本当に年々ひどくなっているというふうに思うんですよ。本来ならば、国が負担割合をふやして保険料を下げる必要があるんですけど、今国がやっているのは、今度は要介護、要支援じゃなくて要介護1、2も保険から外す方向で議論が今進んでいるんですよ、国の方では。となると、もう本当にこの先さらにどんどんどんどん悪い状況になっていく可能性もあると思うので、これまでこの収入未済額とか不納欠損額、介護保険に関しても見ていたら、結局高くて払えなくて、その連鎖でということが繰り返されているんだと思いますけど、これに対しての認識もどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） まず、先ほどの質問の中で、県からの資料ということをお聞きいただいたようでございますが、国の方が資料の中で、今正式には研修資料として市町村の財政調整基金の広域化後になりますけども、については市町の方で考えたらいいというような旨の資料であると、今この段階でございます。

と申しますのは、広域化ということは基本的には国保税というのは基本的には給付に対する必要な額を保険税、あるいは保険料で納付していただくということがベースになります。

すが、従前から共同事業等でいわゆる保険者間のバランスというところを共同事業の中で保険料の、あるいは保険税の上げ沈みということを平準化するような取り組みはこの制度自体は進められてきたところがございますが、今回基本的に財政運営が県になりますので、この辺の保険料への転嫁ということが基本的には一緒になるはずですが、この違いというのが、先ほど申し上げたように保険事業の取り組みに係る部分、あるいは葬祭費とか出産育児一時金、幸いにしてこちらにつきましては県内では今どこも一緒ですので、これについては全体のパイの中で保険税を標準額を設定していくような流れで今考えられているというような段階でございます。

前置きが長くなりましたけれども、それで、本題でございますが、高い保険料が不納欠損なり収納率の低下等につながっているというこの部分が悪循環ではないかというような指摘でございますが、野洲市につきましては国保税のいわゆる収納率でございますが、現年度分では例えば平成27年度分としては全体でよい方から6番目というような状況になっております。

この背景といたしましては、こまめに生活の支援に向けた相談等つなげる中で、単に納めてもらったらいということではなくて、きちっとした対応の中で取り組みを進めておりますので、その辺は問題はないかと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、太田議員の介護保険制度の改正に伴うご質問なんですけれども、市といたしましてはこの制度の改正等、国の動向を見極めながら、市として取り組むべき施策を慎重に取り組んでまいりたいという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（市木一郎君） 日程第3、議第57号から議第67号まで、平成27年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他10件を一括議題とします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第57号から議第67号までの各議案は、会議規則第39条第1項ただし書きの規定により、議案付託表のとおり、決算特別委員会に審査を付

託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、議第57号から議第67号までの各議案は、議案付託表のとおり決算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

(日程第4)

○議長(市木一郎君) 日程第4、議第68号から議第78号まで、平成28年度野洲市一般会計補正予算(第2号)他10件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第68号から議第78号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第5)

○議長(市木一郎君) 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第8番、東郷正明議員。

東郷議員。

○8番(東郷正明君) 皆さん、おはようございます。第8番、東郷正明です。

まず、一般質問の前に、先日台風10号で東北の方をはじめ多くの方が亡くなられ、また台風によって被害を受けられた方に、亡くなられた方のご冥福と被害に対しお見舞いを申し上げたいと思います。野洲市でも先日28日、防災訓練が行われましたが、こうした今回の台風でもグループホームなどいわゆる自分で動いて避難できないようなそういった方が被害に遭いました。こうした教訓も踏まえて、今後しっかり安心安全の防災体制に取り組みされるようお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。今日は2つの質問です。

まず1つ目に、就学援助の取り組みについて質問します。

子どもの貧困問題が深刻になる中、政府においては子どもの貧困対策の推進に対する法

律を制定し、子どもの貧困対策に関する大綱を策定しました。国として、就学援助の実施状況等を定期的に調査して公表すると共に、就学援助ポータルサイトを整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用充実を図ることとされています。

入学援助の入学準備金の支給については、早期支給について厚生労働省が市町村に平成27年度要保護児童・生徒援助費補助金の事務処理についての通知を出しています。本市において生活困窮者世帯が入学準備金の立て替えをしなくても済むよう、入学前に支給されるべきと考えますが、何月に支給されているのでしょうか。また、対象者の人数もあわせて答弁をお願いします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 議員の皆様、改めておはようございます。

東郷議員の就学援助の取り組みについてご解答申し上げます。

まず、就学援助制度の対象につきましては、生活保護法第6条第2項の規定しております要保護者と市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認める準要保護者を対象としているところでございます。

まず、今ご質問いただきました支給月についてでございます。

まず教育委員会が認めております準要保護者に対する支給につきましては、就学援助費を学期末であります7月末に入れております。

入学の援助ということがございましたので、それに係ります新入学児童・生徒学用品の支給もあわせてその7月に行っております。

また、対象者数でございますが、平成28年7月1日現在、就学支援の対象者数は371名、それと新入学児童・生徒学用品等の支給者数は小中合わせまして89名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 7月支給ということでは4月の入学時にやっぱり間に合わないと思うんです。福岡市の小中学校では、入学予定の保護者に1月4日から1月末までに申請するよう求め、3月中旬から入学準備金を保護者の口座に振り込むということをしています。こうやってやっているところもあるのですから、できるはずだと思いますけども、再度答弁をお願いします。



○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 先ほど議員の方からもご指摘ありました平成27年度の要保護児童・生徒援助費補助金の事務処理については、要保護者の支給は年度の当初から開始し、児童・生徒の援助がちょうどその時期に速やかに支給することができるように十分配慮することとございます。特に新入学児童・生徒学用品等の部分が早急に支給できるかを検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） その部分に対しては、新入学の活用についてはぜひその時期に間に合うように対応していただくようお願いをしておきます。

次に、子どもたちがお金のことを心配しないで学校に通えるように環境整備を図ることは行政の責任です。

国では、要保護者への支給は年度の最初から開始し、特に新入生、児童・生徒学用品等に児童・生徒が援助を必要とする時期に、つまり3月度に速やかに支給できるよう十分配慮することになっています。支給時期が遅いため、制服がそろえられなくて保護者が闇金に手を出したり、入学式を欠席する新入生が生まれるなどの事態も起こっています。本市ではそのようなことがないのでしょうか。先ほど3月に準備金、新入学準備金活用は検討すると言われましたが、ぜひ支給すべきと考えます。再度答弁をお願いします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） ただいまというか、先ほどご答弁させていただきましたとおり、特に新入学児童・生徒学用品費等の早期の支給ができるように検討してまいりたいと思います。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） よろしくをお願いします。

それでは次、就学援助の認定要件は各市町村で決められているようですが、本市ではどのような基準になっているのか、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 就学援助の認定要件でございますけども、その認定要件につきましては、野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に規定をしております。

まず、野洲市立の小学校または中学校に在学する児童・生徒の保護者であること。もし

くは滋賀県または国立学校法人が設置する小学校または中学校に在学し、かつ野洲市内に住所を有する児童・生徒の保護者であることが支給対象の要件になります。

さらに、要保護者につきましては生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であること。準要保護者につきましては幾つかありまして、生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けたもの。地方税法の市民税の非課税世帯または減免を受けているもの。さらには個人事業税、固定資産税の減免を受けているもの。国民年金の保険料の減免を受けているもの。それから国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けているもの。児童扶養手当の支給者、生活福祉資金による貸し付けを受けている、いずれかを受けておられる方と、それ以外に失業対策事業適格者手帳を持つ日雇い労働者か職業安定所登録日雇い労働者の方。それから経済的にお困りの方ということで、生活保護法に基づく毎年1月1日現在の保護の基準に従い算出した表の中でその額に加え、1.2を乗じた額にさらに1.2を乗じまして年間の収入を出すと。その額以下の者で教育委員会が適正と認めた者ということを支給対象としてございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） それでは、申請された人で認定されなかった方はおられるのでしょうか。おられましたら人数も教えて下さい。答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 28年度にこれまでの実績でございますけども、申請いただいた方が403名でございます。そのうち32名の方は非課税世帯等所得の要件を満たしておられないということで認定をしておりません。32名の方について認定をしておりません。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 32名が認定されていないということで、国の基準も変わってきますし、それでは以前やったら認定要件の基準に達していた方もおられるのではないかと思うんですけども、そういうことで基準から外れた方はおられるのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 先ほど申しました基準に準じましてその対象にならなかった方がいらっしゃるということでございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 国の基準もどんどん下がっていますし、もし国の基準が下がった

から今回認定要件に達しなかったという人があるのなら、やっぱり保護基準を上げるべきだと考えますけれども、どのように考えておられますか、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 今ご指摘でございますけども、うちの方はあくまでうちの基準で検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 基準基準と言われますけども、それやったら市独自でできないのだったら、今後基準を引き上げることを地方議会からしっかりと国に求めるべきだと思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

東郷議員、今地方議会という……。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時28分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東郷議員。

○8番（東郷正明君） 保護基準を引き上げることをやっぱり国に求めるべきだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時29分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） それも含めて国の方でも検討いただきたいというふうに思っております。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 文部科学省の調査で2017年度状況によれば、毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布、あるいはまた入学時に学校で就学援助の書類配布のいずれかを実施している市町村は1,334で75.4%です。東京の板橋区では事前の入学説明会などで小中学校の入学時に就学援助を受給するかどうかを確認するプリントを配布され、受給したい人は申請の手続に進む形をとっています。本市ではどのようにされ

ているのでしょうか。また、就学援助の受給を申請する申請書の配布は全児童・生徒の保護者に配布されているのでしょうか。また、いつの時期にどのような方法で保護者に配布されているのか。また申請方法についても答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 周知の方法でございますけれども、新しく入学する児童・生徒には案内文書を毎年2月に開催する入学説明会において配布して、その内容を説明しております。在校生につきましても、2月に全児童・生徒を対象に案内文書を配布しております。また、あわせてこのことを2月の「広報やす」に掲載すると共に、市のホームページにも掲載をしているところでございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） しっかりよろしくお願いします。

近ごろでは企業のリストラによる失業や、途中で非正規雇用になるなど、子どもの保護者の生活状況もさまざまな変化がありますが、中途での申請も認めてもらえるのでしょうか。あればその実績もあわせてお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） ちょっと先ほど私の答弁漏れがございました。

申請方法につきましてでございますが、在校生の申請は毎年2月中旬から3月中旬までの間に、新入学生は毎年2月中旬から4月中旬までの間を受け付け期間として設けまして、いずれも学校へ提出することにしていただいております。

次に、年度途中の申請でございます。

年度途中での申請も随時受け付けをしております。平成27年度実績では33名を、28年度はこれまでの実績では11名の方を受け付けしております。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 子どもの暮らしへの変化に応じて、随時申告漏れのないよう対応を求めておきます。

次に、文科省では2010年度から生活保護費の補助費項目に追加された生徒会費、PTA会費、クラブ活動費が新たな給付対象になりましたけれども、本市での対応はどのようになっているのか答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 生徒会費、PTA会費、クラブ活動費についてでございます。

準要保護者の方には、例えば剣道部の剣道着など限定いたしましてクラブ活動費として支給をしておりますけれども、生徒会費とPTA会費としては対象としておりません。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 今ブラック企業や非正規雇用が拡大する中、ひとり親家庭の2人に1人が子どもの貧困、子ども全体でも6人に1人が子どもの貧困だと言われています。特にクラブ活動などは多額の費用がかかり、子どもが野球やサッカーをやりたいと思っても、家庭の事情で部活に入れないうちもいるのではないのでしょうか。子どもは親を選べません。本市としてより一層こうした子どもへの応援の取り組みをしていただきたいと思います。考えますが、再度答弁をお願いします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 子どもたちが伸び伸びと暮らせるというか、学校生活が送れるように検討してまいりたいと思います。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） よろしく願いをします。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を午前10時50分とします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東郷議員。

○8番（東郷正明君） 先ほどの質問で、一部ちょっとお尋ねしたいことがありますので質問します。

先ほどの答弁の中で、クラブ活動費、剣道に限定して支給対象になっていると言われましたが、これはいつごろからその対象にされたのでしょうか。以前クラブ活動は対象にしないというようなあれだったので、その辺をお願いします。それと、国の交付税は生徒会費とかPTA会費、この辺もやっぱり算定すべきだとなっているんですけども、その辺、またぜひ対応していただきたいと思います。再度答弁をお願いします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 済みません。ちょっと時期につきましてはちょっと今把握をしております。

○8番（東郷正明君） わかりましたらまた後で教えて下さい。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 次の問題に入ります。

（ちょっと、まだ残っている。生徒会費とPTA会費。算定。  
算定基準に入っているんだから」の声あり）

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 交付税の関係でございまして、他のことも含めまして検討してまいりたいと思います。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） しっかり検討いただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは次の質問に入ります。国保税滞納取り扱いについて質問します。

企業のリストラや非正規雇用が広がる中、農業や個人経営者の所得もふえない状況において、国保税が高くて払いたくても払えない、そんな人の声を聞きます。国保税は所得の総収入から基礎控除額の33万円を差し引いた所得割と人数に係る均等割、世帯に係る平等割です。他の税の計算では各種控除がありますが、国保税の場合は基礎控除の33万円しかありません。本市の場合、夫婦と未成年者の子ども2人の4人世帯、夫の所得300万円ですと、年間42万7,100円です。10期で分納すると1回分の金額4万2,710円ですが、一回でも滞納すれば金額は膨れ上がり、保険税を納めることができなくなる家庭も出てくるのではないかと思います。

そこで、本市において滞納されている人はおられるのでしょうか。滞納件数と滞納の世帯数、差し押さえ件数もあれば、また貯金、給与等の内訳、換価金額についても答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 東郷議員の国保税の滞納取り扱いについての滞納件数等についてのお答えをさせていただきます。

平成27年度における国民健康保険税での滞納件数は1万5,062件、この件といたしますのは各期がございまして、1期を件というような形で件数を数えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。1万5,062件。それから滞納者数は1,047人。これは国保は世帯課税ですので、世帯というふうにご理解いただきたいと思ひます。国民健康保険税が含まれる差し押さえ実施数は、平成27年度においては19件、うち給与が3件、預金、保険は15件、不動産は1件でございまして。同内容による換価件数及び金額に

つきましては給与が1件で37万32円、預金等については12件で136万5,843円、それから国税の還付金が2件で2万6,337円、不動産については換価をしておりません。なお、差し押さえ件数と換価件数との差は、差し押さえ実施から実際に換価するまでに時間を要しました結果、年度を越える場合もございますので、また国民健康保険税を含めて差し押さえの実施を行っても、状況により国保税以外の他の税から先に換価している例もございますので、必ずしも一致をいたしません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 滞納件数が過年度分を含めて他の税と合わせると1万5,062件滞納されているということで、本当に差し押さえもたくさんあって、そもそもこれでは国保税が高過ぎるということやと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 保険税が高過ぎるのではないかということなんですけども、これについては保険給付を見込んだ上で国等のお金、あるいは市のお金、残りの分をまた加入者で負担するというような仕組みになってございますので、医療費が高くなればその分が高くなるというような形になっておりますので、高い、安いというようなことは私の方からは述べさせていただくものではないというふうに思っております。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 保険税は、やっぱり滞納されるとその分も他の被保険者にもかかってきますので、やっぱりちょっと不公平があるのではないかと思います。

滞納処分の執行停止を定めた国税徴収法第153条1項2号で、滞納処分の執行等することによってその生活を著しく窮迫させるおそれのあるときと明記しており、苛酷な執行は許さない立場に立っていますが、そのようなことはないのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 税におきましては、地方税法の第15条の7の第2項で、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるときはその執行を停止することができるという内容でございますが、この規定によりまして、平成27年度では国民健康保険税に関して6人、123件、165万2,000円分の執行停止を行ったところでございます。これは、主に生活保護受給者等で、これ以上の滞納処分は対象者の生

活を著しく窮迫させるとの判断をいたしまして実施をしたものでございます。納税推進課の方で滞納処分に関して可能な限り対象者の生活状況等を確認しつつ業務を行っております。対象者の申し立てのみならず、必要に応じて預金等の調査を行いまして、その結果による客観的事実によりまして滞納処分を実施しているところでございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 貯金とか、たくさんの方が差し押さえられておりますが、その中で貯金の中に児童手当とか年金とかそういったものは計算されているのでしょうか。そして幾ら以上貯金があれば差し押さえることができるのかどうかもお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 預金等の差し押さえにあたりましては、当然先ほど申しましたようにその対象者の方の生活というのを窮迫するということにならないように、一定その生活に必要な最低限の金額を差し引いて、その方の状況にもよりますけれども、そうしたものを細かく対象者ごとに相談をしながら、必要なものがどれだけ要るとか、そういうことも聞き取りをした上で、それを残した分の中から差し押さえをさせていただくというふうに努めておるところでございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 必要な分がどれだけなのかというのは、やっぱり一般的に20万円ぐらいは残して何か差し押さえがされているみたいですが、やっぱりこのお金というのは児童手当とか年金とかいろいろあって、そのお金に児童手当と書いてないので、その辺しっかり生活者の実態を金額的にほんまに幾ら残したら、例えば25万円貯金があったとすれば、年収300万で4人子ども2人の年収で差し押さえって、これ金額でいえばどれくらいになるんですか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 滞納されている方は個々の状況が違いますので、その方の必要な生活費ですね、最低。その方にどのような日常の生活の中で必要な金額というのがあるのか、そのあたりは個々でやはり違ってきますので、一概に一律幾らというような形にはできないというふうに考えております。そうしますと、一律幾らというふうにしますと、当然個々によって生活ができないとかいうふうなことにもなってまいりますので、そういう一律というふうな考え方には立っておりません。

以上でございます。



○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） いずれにしても、生活が窮迫しないような方法でよろしく願います。差し押さえはよくないと思っていますけども、次に入ります。

税の滞納による延滞金処理は、滞納者の方が分納誓約されれば延滞金割り増しは停止されるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 分納誓約した場合の延滞金処理でございますけれども、延滞金の減免というふうなことで対象になりますのは法令等で定まっておりますので、それを遵守して実施をすることになります。地方税法の徴収猶予等の規定によるもの、あるいはこれを根拠にいたしました野洲市の税条例施行規則によるもの、これらに該当した場合については延滞金を減免しておるということでございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） それでは、延滞金割り増しが誓約されても停止されないという方もあるようなので、それやったら払っても払っても滞納金額はふえていくと思うんですよ。それではほんまにサラ金みたいなので、やっぱりしっかり分納された時点で延滞金割り増しはここでストップすべきだと考えますけれども、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 滞納者の中には、いろんな災害とか家庭で事故ですとか、あるいは事業の廃止とか、そうした形でやむなくそれまでの収入が得られない、そういうような方については、今申し上げましたような法令等によりまして徴収猶予などの措置がとれると、こういうふうになっておりまして、そういう方にとっては延滞金については減免とこういうふうになるんですけれども、それ以外の方についてはいわゆる悪質者だけではないとは思いますが、それ以外の法令に基づかないものにつきましては、延滞金の減免ということが法令上できませんので、それを法令を無視してやるということではできませんので、あとはその方の個々に応じた相談をさせていただいて、できるだけ納められるような形で分納していただくというような手続をとっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 確かに地方税法では延滞金割り増しをとるということになってはいますが、そもそも地方自治体ではもとの税が入ればよいことであって、そんなとこ

るでもうける必要はないと思うんですよ。甲賀市では分納誓約されれば延滞金割り増しは停止しているということを知りました。本市においてもそうしたことができないのか、再度答弁をお願いします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 繰り返しになりますけども、法令を遵守して実施をしておりますので、そうした形ではなく、個々に応じた相談をさせていただいて、納めやすいような分納誓約というような形で対処したいと思っております。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 07 分 休憩）

（午前 11 時 07 分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東郷議員。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 08 分 休憩）

（午前 11 時 08 分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東郷議員。

○8番（東郷正明君） 最近では、国民健康保険証の新たな資格証明書は発行されていないとお聞きしますが、現在証明書をお持ちの方は何世帯で何人おられるのでしょうか、それらの全ての方との面談、相談等はしっかりなされているのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、資格証明書の交付件数と納付相談についてのご質問にお答えをいたします。

資格証明書の交付件数につきましては、平成28年7月1日現在で39世帯、44人となっております。この44人のうち、居所不明などの方を除いた32人に対しまして、納税推進課において面談の機会の確保等、必要な取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） 39世帯で44人ということですが、そういった方はやっぱり今後も一層行政のきめ細かい対応を求めていきたいと思っております。

次に、資格証明書を持っておられる人が病気になり、医療機関に行かれると10割負担となります。後日申請により法定給付相当額を療養費として払い戻されますが、滞納の保険税を納付するまで療養費やその他の保険給付の全部または一部を差しとめることがあります。それでは病気になっても医療機関に行けない状況が生じてくると考えますが、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、資格証明書による医療受診の抑制についてのご質問にお答えをいたします。

資格証明書が交付されている方については、病気になっても医療機関に行けない状況が生じているのではないかとのございますが、資格証明書が交付されている人に医療受診の必要性が生じ、かつ医療費の支払いが困難とその申し出があった場合につきましては、市国民健康保険被保険者資格証明書等交付要綱に基づきまして、緊急的な対応として短期被保険者証を交付することとしているところであります。このことから、適切に医療の提供ができるものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○8番（東郷正明君） そもそも保険証は交付するのが基本であります。そのような人に対しては3カ月とか6カ月とか、短期保険証を発行されているということですが、やっぱり交付するのが保険証の基本なので、そうしたことをしっかりその生活者の実態に見計らってよろしく対応していただきたいと思えます。

本市では、企業振興助成金を渡している企業等を毎年訪問され、人権啓発や市内での雇用をお願いしてもらっていますが、こうした企業の訪問時には労働者を雇用すれば社会保険に加入させることを強く求めていくべきだと考えますけれども、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 今ご質問いただいた内容については、市としてご意見を申し上げる立場にないと考えております。

以上でございます。

○8番（東郷正明君） よろしくお願ひします。終わります。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第2号、第15番、矢野隆行議員。

矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

冒頭に、今回の台風で被害に遭われた方たちに対しまして、衷心からお見舞い申し上げまするところでございます。

今回、私、大きく3点にわたって質問させていただきたいと思いますので、どうか明確なご回答をよろしくお願い申し上げます。

まず1番目でございますけれども、国におきまして第5次地方分権一括法についてお問い合わせさせていただきます。

平成26年から新たに導入した提案募集方式による地方公共団体等からの提案等を踏まえまして、平成26年の地方からの提案等に関する対応方針、いわゆる平成27年度1月30日閣議決定したものにつきまして、国から地方公共団体または都道府県から指定都市への事務権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの、これまでの地方分権改革の成果を踏まえまして、平成26年より委員会勧告方式にかえまして提案募集方式を導入し、地方の発意に根差した新たな取り組みを推進することとしております。建築審査会委員の任期の条例委任、また農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止、保育所型認定こども園に係る認定の有効期限の廃止、国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築する等でございます。また、地域における農地の実情を反映、市町村の意見聴取手続の創設など、農地転用許可に関わる事務権限は、農地を確保しつつ地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から地方に移譲することになり、具体的には2から4ヘクタールの農地転用に係る国協議は廃止、また4ヘクタール超の農地転用に係る事務権限は国との協議を付した上で都道府県に移譲、農地等の農業上効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して、農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲、市町村の建築主事の設置に関わる知事同意協議の協議への見直し、市町村が建築主事を設置しようとする際、都道府県知事との協議のみで建築主事を設置できるようになり、市町村による自主的な建築行政の取り組みに資するとあります。

さらには、建築審査会委員の任期の条例委任、建築審査会委員の任期を法令の基準を参酌し、条例で定められるようにすることにより、委員の確保等地域の実情に応じた建築審査会の運営に資するともあります。

そこで、区域区分に関する都市計画決定に関わる農林水産大臣協議の対象範囲の見直し、これは都市計画法でありますけれども、区域区分に関する都市計画決定に関わる農林水産

大臣協議について、協議の対象となる都市計画を農用地区等が含まれる場合に限定することにより、地方公共団体の事務処理の効率化に資するともあります。

そこで何点か伺いさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず1つ目でございますけれども、第5次地方分権一括法義務づけ、枠づけの見直しに伴う条例制定により、この本市にこれまでの各分野による取り組みとさらなる影響について伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、矢野議員の第5次地方分権一括法に係りますご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の第5次地方分権一括法に伴います条例制定及びこれまでの市の取り組みと影響についてというお問い合わせでございます。

本市におきましては、第5次地方分権一括法、これに伴います条例制定はございません。したがって、その取り組み及び影響というのはないというふうな状況でございます。

簡単ではございますけれども、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今回の5次というのは、これからまた影響することもあると思いますが、そのときはまた調整よろしく申し上げます。

2番目でございますけれども、本市の2月1日付に掲載されております都市計画の図ですね、まちづくりビジョンというのが発表されておりますけれども、これの進捗状況について伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、矢野議員2点目でございますが、広報紙本年2月1日付に掲載された都市計画の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

広報に記載しております野洲市まちづくりビジョンの重点地区の1つでございます三上小中小路地先におきましては、国道8号野洲栗東バイパス事業で計画法線上に位置をする工場の移転用地としまして工業団地を造成するため、7.6ヘクタールを市街化区域に編入する計画でございます。

このため、都市計画法に基づきまして、滋賀県決定の区域区分の変更や市決定の用途地域の変更及び地区計画決定の進捗を進めており、本年11月下旬に都市計画決定を予定しておるところでございます。

また、入町地区につきましては自治会からの要望を受けまして再検討した結果、位置づけを見直しまして、重点的に整備を図る地区から除外をしておるところでございます。

その他の重点地区につきましては、今後広域的な基幹交通インフラの整備に合わせまして、地元自治会等と協議調整の上、可能な地区につきましては平成32年度予定の天津湖南都市計画の定期見直しまでに検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 部長が明確に答えていただいている中でございますけれども、この地図で野洲15西河原・小比江というところが以前湖南幹線の付近で地権者からちょっともうそこは開拓の協力はないという意見も以前聞いたことがあるんですけど、その辺の調整はされているのか、まだまだこれからだというのか、その辺ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、ただいまご質問いただきました2月1日付の広報紙の位置図につきまして、候補地となっております野洲8西河原地区についてのご意見はないかというようなことではございますが、都市建設部におきましては当西河原地区の地権者の方々からのご意見は特に今現在承っておりません。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） これから都市計画の中で先ほどのように工業団地等が先陣切って開発されるということなので、粛々と進めていただきたい、こんな思いでございます。

次に、3番目でございますけれども、国との基準を適用した場合も責任が生じるとこれは以前にも聞いておりますけれども、この辺の基準は、今回第5次ではないということで、これまでの取り組む中でこういったのがあったのかどうか、そういった点、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今3点目のご質問ということで、国の基準はどういうふうにするのかと、考え方につきまして。昨年5月議会でも第1次、あるいは第2次に関しますご質問を賜りまして、そのときにもお答えをさせていただいたように、国の基準を参酌、あるいはまた適用した場合においても、当然市の基準として定めたものというふう

になりますので、当然市には説明責任があると、そういうふうな認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そんな中でございますけれども、第1次からいくと大方もう7年ぐらいになるわけでございますけど、特に影響があった案件とかございましたらちょっとお伺いさせていただきます。これは4番目ですね。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 4点目の本市に影響があった案件ということで、先ほど申し上げましたように、第5次につきましては条例制定等はございませんでした。その間、第1次から第4次までの一括法におきましては、関連する条例の制定や改正を行っております。いずれも本市の状況を踏まえた中で適切に対応してきたと、そういうふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そういった中で、しっかり取り組んでいるのを認識しているわけでございますけれども、本市の中で関わった中で道路、河川、都市公園、下水道、市営住宅などに関する基準等が変わったとか、あるいは介護保険等で指定地域密着型サービスの事業人員とか、さらには設備及び運営の基準などが入ったのではないかと思いますけど、そういった中で主なものありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 5点目のご質問でございます。

技術基準等の条例化ということで、これも今年の5月にちょっと1次、2次で答えをさせていただいておりますが、1次、2次につきましては6つの条例を新規で制定をさせていただいております。そして、一部改正が7つございました。重だつたものについては、今議員お示しをいただいておりますように、道路、河川の技術基準、あるいは介護保険関係の技術基準等を定めたものでございます。また、第3次の方につきましては、27年になるんですけど、2つの条例を制定させていただいております。そういうふうな状況でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） その中で、市営住宅の中身が変わったのがありましたらちょっと

と教えていただきたい。その辺、今日はわかりますか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今矢野議員ご指摘をいただきましたように、市営住宅関係も第1次の方で改正をさせていただいております。その改正といいますのが、大きな内容といたしましては、どちらかという義務づけ、枠づけの見直しの中で規制緩和に当たる部分だったというふうに記憶をしております。内容的には、同居親族要件の見直しがございます、その中でどういった見直しかといいますと、入居資格の調査、あるいは意見聴取という厳しい規定の部分ですね、この部分を削除しようというふうな取り組みでございました。それをそのまま野洲市の条例の方に当てはめていきますと、今まで高齢者、あるいは障がい者の方の優先的なのというのか、社会的弱者と言われる方々への手厚い保護というものも削除されてしまうと。どちらかという悪影響を及ぼすというふうなものもございましたので、その辺については一括法では流れてきましたけれど、野洲市の条例の改正におきましてはそのまま同居親族要件を残し、今申しあげました高齢者、あるいは障がい者等の方に不利が行かないように現行どおりというふうなことで改正をさせていただいたと。そういうことを踏まえますと、一括法で降りてくる法令全てをそのままという部分なことになってきますと、また今申しあげたような不利益が生じるようなことが出てくると、また何のための条例改正かわかりませんので、その辺は先ほど申しあげましたように、地域の状況というものを踏まえながら慎重に対応していきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今日の広報紙にも住宅募集がありまして、特に1人でお住まいの方の案件も相談に乗るということになっておりますので、その辺も考慮されたのかなという思いであります。

最後でありますけれど、6番目に、この基準を1次から今ずっとやってきまして、その条例変更による人事に対する有資格者の配置ですね、その辺がちゃんとできているのか。できていると思うんですけれども、その辺ちょっと、もしまだ人事に伴う補助していかなければならないのか、その辺がもしあればお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 6点目の、一括法に絡みまして、有資格者の補充という



ところでのお答えをさせていただきます。

申し上げましたように、第5次ではありませんでしたので、有資格者の補充というのも行っておりません。

市の考え方としましては、一括法の関係のみならず、どうしても市として組織上有資格者が必要というふうなことになりますら、それについては適正に配置をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 法令に伴う大変な作業だと思いますけれども、しっかり取り組んでいただきたい、こんな思いでございます。

では、大きく2番目に入らせていただきます。

2番目に、自治体のオープンデータ推進法についてお伺いさせていただきます。これも昨年5月に確認しておりますが、その後の進捗について確認させていただきます。

近年、公共データの活用促進、すなわちオープンデータの推進によりまして、行政の透明性、信頼性の向上、さらには国民参加、官民協働の推進、経済の活性化、行政の効率化が三位一体で進むことが期待されています。

政府におきまして、オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式で、2次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの2次利用を可能とするもののことをいうわけでございます。広範な主体による公共データの活用が進展し、官民の情報共有が図られることによりまして、官民の協働による公共サービスの提供、さらには行政が提供した情報による民間サービスの創出が促進される、これによりまして、創意工夫を生かした多様な公共サービスが迅速かつ効率的に提供され、厳しい財政状況、諸活動におけるニーズや価値観の多様化、さらには情報通信技術の高度化等、我が国を取り巻く諸状況にも適切に対応することができるようになっております。

公共データを2次利用可能な形で提供することによりまして、市場における編集、加工、分析等の各段階を通じましてさまざまな新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が促され、我が国全体の経済活性化が図られるともなっております。

また、国や地方公共団体において政策決定等において公共データを用いて分析等を行うことで、業務の効率化、高度化が図られるようにもなります。例えば、千葉県流山市では市議会と共にオープンデータのトライアルサイトを立ち上げまして、公共施設所在地、A

E D の設置場所、さらには災害用井戸設置場所、W i F i の設置場所などのデータを C S V 形式やさらには R D F 形式で公開し、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス、C C - B Y で提供しております。

なお、この流山市におきましては、市民と市議会とオープンデータを推進する取り組みが評価され、オープンデータ流通推進コンソーシアムの表彰及び第 8 回マニフェスト大賞において各賞を受賞しております。

また、同市では地域防災におけるオープンデータの活用を推進しており、独立行政法人防災科学技術研究所との共同研究の一環として、平成 2 5 年 4 月よりオープンデータを活用した災害に強い地域づくり事業も始めております。

さらに、同市は同年 1 1 月に M P ながれやま実行委員会の主催によりまして、未来を担う子どもたちの愛郷心の喚起、流山市の自然や郷土に対する学習機会の提供を目的といたしまして、小学生親子を対象にマッピングパーティーながれやま 2 0 1 3 を開催した他、市議会との共催による優秀な提案を広く公開することで市民の利便性向上と市政の見える化、市民参加の促進を図ることを目的として、オープンデータを活用した W e b アプリコンテストを開催しております。

そして、平成 2 6 年 2 月には C o d e f o r N A G A R E Y A M A の主催によりまして、「もっと魅力的なマチへ」を合言葉にオープンデータの普及啓発を目的とした第 4 回 I n t e r n a t i o n a l O p e n D a t a D a y に参加し、同市の江戸川大学において子育て、自然環境、防災、広報のテーマ別にワークショップ形式のアイデアソン 1 1 を開催。同年 3 月には民間企業との共催で中学生及び高校生を対象にしたハッカソン、H A C K 4 G O O D T E E N S を開催するなど、次々にさまざまなイベントを企画しているようでございます。

そこで、オープンデータに対する本市の取り組みについて何点か伺いさせていただきます。

まず 1 番目でございますけれども、本市、昨年お聞きしておりますけれども、その後のオープンデータに対する認識について伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 矢野議員の、自治体のオープンデータ推進の取り組みについての 1 点目のオープンデータの認識についてお答えをさせていただきます。

オープンデータにつきましては、地方公共団体においては人口減少、少子高齢化、ある

いは防災、まちづくり、産業、雇用創出といった地域課題の解決、行政の効率化、それから官民協働の促進の観点からオープンデータの取り組みが求められておりました、議員ご指摘のように、先進的に取り組んでおられる自治体も出てきております。県内でも大津市がオープンデータ推進に取り組むということで、そうした自治体が出てきているというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） これからの取り組みだと思いますけれども、またしっかり取り組んでいただきたい、そんな思いでございます。

そんな中で、今の思いをどういうふうにこれから推進につなげていけるのか、もしあればそういった見解を伺わせたい、こんな思いでございます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 本市での推進の取り組みについての考えということでございますけれども、本市での取り組みにつきましては、市のホームページ上で統計情報、あるいは洪水、地震の防災ハザードマップ、それから避難所情報、観光情報の発信を行っているところでございます。

オープンデータの取り組み、これについては、当然否定するものではございませんけれども、現在本市におきましては情報セキュリティ対策等優先的に取り組む事業もございますことから、現時点ではオープンデータの推進に関しましては国、県の動向、あるいは先進自治体の事例などを参考にいたしまして、今後研究、課題整理をする段階というふうに考えているところでございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今後においてしっかりとそういったデータの漏れとかないうような形で進めていただきたい、そんな思いでございます。

そんな中で、簡単にと申したらおかしいんですけど、費用もかかるわけですが、3番目に以前から一応提案させていただいております新たな野洲市のスマートフォンを利用しましたアプリの取り組みについて、例えばですけれども、子育て応援アプリとか、災害対策推進アプリ等が必要ではないかと思っておりますけれども、こういった点の考えがあるのか、その辺ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） スマホ用アプリの取り組みということなんですけれども、災害対策用ではないんですけど、コミュニティーバスにおきまして利用者の利便性を高めるために、バスの運行状況、今バスがどこにあるかというそういう状況をスマートフォンから確認することができるような位置情報システムについて導入できるよう、できれば10月ぐらいからできるように今取り組みを進めているところでございます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 続きまして、子育て応援アプリについてお答えをいたします。

本市におきます子育て支援に係る情報発信につきましては、市のホームページや広報紙等で必要な情報の提供を行うと共に、乳幼児健診などの情報につきましては漏れがないよう、健診開始前の赤ちゃん訪問時に直接保護者へ手渡しで説明し、未受診の場合にははがきや電話、あるいは訪問等により丁寧な対応をしておるところでございます。

子育て応援アプリは確かに有益なツールではございますけれども、常に新しい情報を提供し、また登録情報の更新などが管理運営上におきまして専任の職員の配置など、コストの面で大きな負担となるところでございます。さらには、多くの個人情報を取り扱うこととなりまして、リスクも大きくなると思えるところでございます。これらの点を踏まえまして、他市の状況を鑑みながら、その有効性につきまして現在検証を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今後の対策として、子育てアプリなんか本当に皆さん要望があればまた構築していただきたい、こんな思いでございます。

防災アプリにつきましては、NHKの防災アプリというのがありますので、またこれはこれで利用していただいて、野洲市の状況はちょっといま一つかめない状況がありますので、こういったのも並行してやっていただきたい、こんな思いでございます。

続きまして、大きく3番目に入らせていただきます。

さらなる低炭素社会に向けて公共施設へのLED照明の導入について伺いさせていただきます。

事業の必要性、概要といたしまして、公共事業の多面的な展開が想定される中でありますけれども、これからの21世紀型の国際規範となりつつある低炭素社会としての付加価値

値をあわせて創出することが必要ではないかと考えるわけでございます。特に、オリンピック東京大会が開催される2020年は、世界の温室効果ガスの削減目標の年でもありまして、環境先進国としてこの日本が世界が注目するこの機会を最大限活用いたしまして、都市圏の低炭素化を加速的に進め、国内外に発信する意義は極めて大きいものと考えます。

このため、本事業では公共性が高い社会システムの整備にあたりまして、社会基盤の寿命は長いため、今を逃すと長期にわたるCO<sub>2</sub>排出ガスシステムのロックインが懸念されることから、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出が長期にわたり少なくなるような技術等を導入するための事業に対しまして支援を行うとなっております。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けまして、エネルギー政策の大きな転換が課題となりまして、それはまた電力分野だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマともなっております。

電力多消費の我が国におきまして、逼迫する電力需要を背景に、省エネ対策として公共施設へのLED照明の導入を積極的に検討すべきと私は考えるところでございます。

また、LED照明の導入は、電気料金値上げによる財政負担の軽減を図ることにもつながるわけでございます。しかし、現実といたしまして、LED照明への切り替えとなりますと、照明器具が高価なため予算確保に時間がかかることが予想されます。また、導入できても初期費用が重い負担とならざるを得ないのが現状でございまして、逼迫する電力事情と省エネ対策を推進するために、こうした事態を打開したいところではあるわけでございます。

その1つの方法といたしまして、民間資金を活用したリース方式によりまして公共施設へのLED照明導入を進める動きも多々あるわけでございます。このリース方式を活用することによりまして、新たな予算措置をすることなく電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことを可能とするものであります。例えば、大阪府では幹線道路の照明灯を全てリース方式によるLEDが進められております大阪府、また大阪府が協調して取り組むようになっているようでございます。また、大阪府以外にも東日本大震災をきっかけとした電力事情などから、多くの自治体が昨年から今年にかけて実施し始めているところでもございます。

このリース方式にすれば初期費用は抑制され、自治体の財政負担が軽減されるところであり、さらに導入後の電力消費量も抑えられ、節電とコストダウンを同時に実現できることが期待できるところでございます。

つきましては、電力供給への懸念が強まる中、地域の実情に応じまして、自治体の施設で節電対策として取り組むなどがこれからの自治体に望まれるのではないかと思うわけがございます。

メリットといたしましては、電気料金を1灯当たり、これは平均でございますけど、月100円程度削減できることと、さらには故障しにくく長寿命であること、さらにはこれも例でございますが、年間2,000件ほどあった修繕依頼に係る労力を削減できることなどが限られた資源の有効活用ができるとなっております。

我が国のGHG削減目標、これは温室効果ガス削減目標、これを2030年に13年度比でマイナス26%の省エネを達成していくために、エネルギー使用実態の定量的な把握に基づきまして費用効果的な対策を特定するCO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断が極めて有効なものは、平成22年から実施している本事業によりまして、1,000件以上の事業所で10%以上のCO<sub>2</sub>削減につながる診断結果が得られ、多くの対策が実施されてきておるところでございます。

他方におきましては、3年以内に投資回収可能であるにもかかわらず、未着手のままの対策も多く、こうした対策の実施率を高めていくことが今後必要ではないかと考えるわけでございます。

このため、中小企業も含めまして事業経営の中でこのCO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断の実施が一般的になるよう制度化も見据えたモデル事業といたしまして、平成27年度に環境省が策定した診断ガイドラインも活用しつつ、より多くの事業所におきましてCO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断を実施するもの、先導的な低炭素技術の導入拡大にも資するよう、L2-Techリストに掲げられた設備機器を経済的に勘案しつつ、積極的に対策提案に取り入れると共に、診断結果を分析しまして、この新たなL2-Techの発掘にも活用するともなっております。

この診断の実施拡大、これは診断の制度化を見据えた誘導でございますけれども、診断機関の数増加及び診断の質の向上、このL2-Tech導入分野の発掘対策が不十分である中小企業の支援、CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断の制度化も見据えましたモデル事業といたしまして、年間CO<sub>2</sub>排出量が3,000トン未満の工場、事業所を対象に、環境省が制定する診断機能によるCO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断ガイドライン、これは平成27年度の策定によりまして、に沿ったCO<sub>2</sub>削減診断の実施並びに診断結果に基づいた削減対策実施案の策定に対しまして支援を行うともなっております。策定案に基づきまして

CO<sub>2</sub>削減量を必達することを条件といたしまして、対策に要する経費の一部を支援するともなっております。

さらに、このCO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断の結果に基づきまして、CO<sub>2</sub>削減余地に大きな事業活動の段階におきまして、削減効果が高くなる費用効率的な対策が確立されていないケースを特定いたしまして、未確定である原因を明確化するともなっております。

その上で、今後こうした技術や設備機器等の早期の社会実装に向けまして技術開発やさらには実証事業、さらにモデル事業等必要な事業のロードマップの策定もするともなっております。

2030年度に温室効果ガスを2013年度、先ほども述べましたように26%削減するという我が国の約束草案が決定されたことに合わせまして、低炭素社会の構築に向けました省エネ型の製品、さらにはサービス等を賢く選択する国民運動が安倍総理のもとで開始されたところでありまして、国民の意識改革、行動喚起を促すことがこれから重要であると考えております。

中長期的な温室効果ガスの削減につきましては、2030年度の削減目標を2050年までに80%削減目標といった中長期的な時間軸に沿った検討が必要であり、それらの目標を実現するためには中長期的な社会像の変化、さらには技術開発、機器施設、インフラの転換速度等を踏まえまして、バックキャスト的に取り組むべきであると考えております。

そこで、何点かお伺いさせていただきます。

まずはじめでございますけど、これは市長に対しまして、通告には低炭素となっております。これはちょっと間違えまして、低炭素社会に向けまして、これまでの本市の取り組みと中長期的な温室効果ガスの削減につきまして伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の低炭素社会に向けての本市の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まずは、低炭素社会の取り組みとしましては、今議会に提案をしております環境基本計画、この中に盛り込んでおりますし、大枠はそれが野洲市の今の取り組みになります。

ご承知のように、今後10年間の中期的な取り組みとしては、具体的にはご指摘のように公共施設等における照明のLED化などの省エネ性能の高い製品の導入を進めると共に、事業所や家庭において、これらの製品の積極的な導入を広報啓発してまいります。

LEDにつきましては、最大限可能な限り転換をしております。例えば、野洲駅南口の広場もあの段階では当初ではコストが通常の照明器具の方が安いという原案だったんですけども、もう一回再精査しまして、実際精査したら初期投資も安いということでLEDに変えました。漫然とやっていけば、あそこはまだ旧来の水銀灯か蛍光灯になっていたと思います。

それと、今回国の交付金使ってなかなか商工会と自治会がもたもたしていたので、一気に国8までLED化をしました。ただ、今暫定でして、無電柱化の工事が終わったらきちっと整備をいたしますけれども、あそこも一気にLED化がされています。

それと、LED化とか、あるいは環境基本計画だけじゃなくて、これも矢野議員ご指摘のようにコンパクトシティ、今立地適正化計画策定していますけども、これがすべからくエネルギー消費が低い低酸素化社会の実現に至りますし、もう一つ広げて考えれば、決してこれは牽強付会じゃなくて、駅前に市民病院をつくるということもこれは便宜だけじゃなしに、低酸素化社会に貢献する取り組みだというふうに考えております。

また、クリーンセンターでは、これもご承知のようにサーマルリサイクルによりましてごみを一元化処理して、余熱の有効利用を図り、交通分野においては国道8号線バイパスの早期実現によりまして、これも道路の渋滞のみならず効率化によってCO<sub>2</sub>の削減が発揮できるというふうに考えておりますので、環境基本計画もとですけども、今市が進めておりますさまざまな施策でもって二酸化炭素の削減が図られるものと考えております。

また、国レベルの話ですけども、ご指摘のように中長期的な温室効果ガスの削減目標については、2020年以降の削減を新たな国際的な枠組みとして、パリ協定に基づいて設定されておりますが、本市もそこに貢献をするということで申し上げまして、まちづくり、そして産業界への働きかけを行っていきたいと思っております。

ただ、今の日本の国のあり方、政府の目標もいいし政策もいいんですけども、ややもすると景気浮揚に主眼が置かれています。そのために、生活とか環境とか、どちらが優先するかというと、まずは景気浮揚。でもこれは逆でして、生活の安定化、環境をよくするという視点を盛り込まない限りは、景気が悪くなったらまずは環境も生活もよりは、まず企業収益を高めようという、ここをやはりきちっと両方にらまない限り本当の効果が発揮できないというのは1つ心配ですし、もう一つはこれもご承知だと思いますけども、今年の5月20日に環境省が公表しています。全大気中の二酸化炭素濃度がはじめて400ppmを超えています。これは結構深刻なこととして、ここを直視しないとだめだと思ってい



ますので、単なる省エネと、例えば省エネだからいいというんじゃなくて、ハイブリッドの車も実際今は化石燃料を使って製造して、あるいは燃料電池の水素も自然エネルギーじゃなくて、化石燃料を使って水素を発生させています。だから、そこをきちっと見極めないと、本当の省エネにならないのではないかと思います。

たまたまですけども、一番最初にこの低炭素社会という言葉はこれ英語のローカーボンソサエティーという言葉が国際的な概念を日本語に訳したから、何か矢野議員が間違われるように、低酸素なんですけども、ローカーボンから来ています。二酸化炭素じゃなしに、炭素に注目をして、炭素をいかに抑えるかという発想ですね。私も当初から国際的に関わっていますけども、今申し上げたように日本の取り組み、本当にやるんだったらもっともっと徹底的にやらない限り、単なる目標に終わってしまうのではないかと思いますので、野洲市でやれることは限界ありますけども、全体的な取り組みの中で進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を午後 1 時とします。

（午前 11 時 58 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番(矢野隆行君) 午前中に市長の低炭素社会に向けての本当の意気込みですかね、お聞きしましてほっとしたところでございます。

続きまして、市長の方はやれるところはしっかりやっただいただいているわけですが、まだまだやれるような状況がございまして、2番目以降はそれについてちょっときめ細かいところをちょっとお伺いさせていただきます。

2番目に、市内の防犯灯でございまして、街灯についての現状を2点に分けてお伺いさせていただきます。

まずはじめに、街灯でありますけども、蛍光灯、水銀灯があるわけですが、これの数と修理状況、また電気代についての内容をお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） それでは、防犯灯の件についてお答えをいたします。

まず、防犯灯の総数なんですけども、775基でございます。水銀灯、蛍光灯の内訳に

についてはちょっと調査を行ってはおりませんので、ちょっと数は把握しておりません。

そして、修理の状況なんですけれども、平成27年度の修繕料は118万192円です。

それから電気料金は309万8,708円でございます。

修繕なんですけれども、球が切れている場合は今のところ球の交換ということできせてもらっていきまして、器具が故障になった場合については蛍光灯にするのではなくて、LEDの機器に変えていくという方針で進めてございます。

今後も防犯灯のLED化進めていくために、現状の把握でありますとか、コスト削減量の把握、あるいは事業手法も含めて考えていく、整理していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そこで、台数が水銀灯、蛍光灯はちょっと台数の区別わからないということなんですけれども、これをLED化する予算ですね、それと電気代がどこまで削減できるのか、こういったのも実際計算しておられるか、そういった点、もしわかればお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 細かい予算が最終どれだけ要るのかということについては、それぞれの様子が違いますので、積算をしてみないと把握できないんですけれども、今先ほど申しましたLED機器に交換ということを行いました、その際に必要となる料金が、大体1万5,000円ぐらいからワット数に応じて変わるんですが、3万5,000円ぐらいまでかかりますので、どれだけ必要かというのは概算とすればその数を乗じた額になるということでございます。

電気料金の削減額も機種なりによって異なってきますので、正確なところはちょっと出ないんですけれども、一般的には3割程度削減できるというふうに聞き及んでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 部長の方で余り計算しておられないことですから、これも時間があったらですけど、一度削減額等々研究していただきたい、こんな思いで質問させていただきました。

さらに3番目に入りますけれども、もっと具体的ですけれども、公共施設の蛍光灯の数と電気代について、これ3点にわたってお伺いさせていただきます。

各施設、いわゆる庁舎の水銀灯、蛍光灯の数ですね、同じく電気料金、年間修理代等々についてお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 公共施設の、とりわけ各庁舎の関係での水銀灯等のご質問でございますが、庁舎及び北部合同庁舎の敷地内には現在水銀灯は設置しておりません。また、庁舎等の敷地内の蛍光灯の数でございますけれども、ちょっと数が大量でございます。把握をしていない状況でございます。

それから照明灯に係る電気料金についてでございますが、施設全体の電気料金として請求されておりますので、照明機器のみの電気料金については把握ができない状況となっております。

それから、庁舎等の照明に係る年間の修理代でございますが、平成27年度実績で約40万円となっております。

それから、通告書にあります点検時間でございますけれども、照明の点検ということでは実施はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 数字が出てないことでありますので、次のLED化した場合の予算、電気代、こういった削減も恐らくわからないような状況でございますけれども、こういった点、また今後の課題として取り組んでいただきたい、こんな思いでありますので、これは回答は要らないと思います。

それと、あと学校施設、保育園、幼稚園等々、こういった点でも蛍光灯の数、電気料金、年間修理代等、もし資料がありましたらこういった点検時間等もありましたらお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 学校等、私の方でお答えをさせていただきますけれども、これにつきましても先ほどの庁舎施設の答弁と同様でございます。蛍光灯の数、あるいは電気料金の把握ということはいたしておりません。

なお、学校、保育園等の照明に係る年間修理代につきましては、平成27年度実績で保育園、幼稚園及びこども園で約7万円、それから小中学校では約21万円というふうになってございます。

それから点検時間につきましては、照明の点検としては先ほどお答えしたとおり実施しておりません。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 数がわからないことでございます。これもLED化したというこちらの計算、質問を出しておりますけれども、こういった点もまた今後の課題としてやっていただきたい、こんな思いでございます。

次に4番目でございますけれども、街灯といっても各自治会が管理している街灯がございますけれども、これのLED化と進捗状況、またこれ補助金がたしかLED化した場合に出ているかと思っておりますけれども、こういった点わかれば伺いたいと思っております。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 自治会管理の防犯灯なんですけれども、昨年10月に調査をいたしました結果では4,354基ございます。そして、そのうちLED防犯灯となっているのは1,032基でございます。約25%というような数字でございます。

自治会さんがLED化進められる場合は、自治会活動活性化補助金というものが利用できるようになってございまして、LED化をいろんなものを全部その補助金で使えるんですけれども、LED化も含めて限度額が40万円、補助率2分の1でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 逆に、自治会の方が進んでいるような状況もございますので、庁舎の方もまた今後考えていただきたい思いで今取り上げさせていただきました。

最後でありますけれども、今後蛍光灯の場合、2020年には生産中止というのをメーカーの方からお聞きしておりますけれども、水銀灯もいずれ生産中止になることは明白でありまして、それに向けての対策をどう考えておられるのか、もし考えがあればお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 蛍光灯、水銀灯の生産中止に対しての今後の市の見解をということでございますが、平成27年の11月の報道によりまして、蛍光灯が2020年を目処に実質製造禁止というような報道がございました。しかし、実際一定量以上の水銀を含む蛍光灯が生産の禁止というふうになるものでございまして、現在市場に出回っております大半の蛍光灯につきましては、その基準値以下というふうに言われておりまして、

2020年に蛍光灯の製造の全面的な禁止というふうにはならないというふうに認識をいたしております。

しかしながら、照明の業界の方としまして話を聞いておりますと、今後省エネ性能の高い製品の普及促進を目指しまして、蛍光灯からLEDへの生産にシフトしていくということでございますので、蛍光灯の流通量は少なくなっていくということで、価格の高騰も起こるといふふうに思われますので、省エネの観点からも、今後蛍光灯からエネルギー消費効率の高い代替照明器具への更新をその手法、あるいは財政的な賦課の観点から平準化も踏まえて検討していきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） これからの流れとしてはそういうふうな方向になると思いますので、市長も冒頭にやれるところから取り組んでおられますので、しっかりとしたLED化の推進を求めまして質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第3号、第13番、丸山敬二議員。

丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

質問に入ります前に、先月、8月28日に市の総合防災訓練が行われました。これは訓練は、やはり同じことでも何回も何回も繰り返しやることによって体が覚えて、いざというときに役立つと。今年は特に地震とか水害とか、非常に自然災害が多かったので、この訓練をやるということは非常に有効なことです、実り多い訓練にしていきたいなと、このように思っています。

そこで、ちょっと先日の訓練の中で何点か2、3気がついたことがありますので、参考にしていただけたらなと思います。

まず、私7時40分ごろに現地に行ったんですけども、受付の場所と思われるところへ行きましたら、職員の方、係の方誰もおらない。自治会長さんも何名かおられましたですね。なかなか担当の方というのが来られないので、たまたま議会事務局の方に出会ったので、受け付けをしてもらったんですけど、やはり議員はそれなりの辛抱はするとしても、自治会長さんにも案内を出して来ていただいているんですから、その辺はやっぱりきちっとしておかないかなと思いました。

それから、訓練が始まってからですね、こんな訓練やっていますというのがあるんですけど、どこでどんなことをやっているのかというのがもう一つわかりにくいので、やはり場所、看板立っていましたよね、何やらの場所とか書いてあるのが。そののところ、場所を何かパトライトみたいにつくとかして、そして場内の方でこういうことをやっていますというのを言っていただくとよりわかりやすいかなと思います。

それと、最後に来賓の方の紹介してはいたんですけど、自治会長さんがなかったん違うかなと思うんですね。やっぱり案内出して来ていただいているんですしたら、その辺はやっぱりきちっとやっておかないかなかなと、このように思いました。参考にさせていただければと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

投票区変更と選挙年齢の引き下げの効果についてということでお伺いをいたします。

本市の投票区はこれまで33カ所ありましたが、昨年見直し再編によりまして25カ所になりました。そして、今年の7月の参議院議員選挙から適用をされました。また、公職選挙法の改正によりまして、この参議院選挙から投票年齢が18歳以上に引き下げられました。本市にとりましては、選挙に関し、これら2つの大きな変化があったわけですが、それぞれの効果と、間もなく10月に行われます市長選挙、それから議会議員の補欠選挙についてどういう対応をされるのかをお伺いをいたします。

まず、ここ数年の投票率を私ちょっと調べてみました。平成25年10月の市議選では48.59%、同じく7月の参院選では57.41%、また平成26年12月の衆議院選、これでは56.51%、同じ年の7月の滋賀県の知事選挙、これが56.00%でした。そして、27年4月に県議選がありましたけども、このときは46.2%、そして今年7月の参院選では制度の変更があって初めての選挙ですけども59.55%、60%近い投票率でした。

本市を傾向的に見てみますと、国政選挙ではいつも投票率は高いんですけども、それにしてもこの7月の参院選、ここ数年では一番高い投票率となっておりました。

この結果について、投票区の見直し再編の結果からどのように評価するのか、全体的なまとめということで結構ですけども、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 丸山議員の投票区変更と選挙年齢引き下げの効果についての1点目のお答えをさせていただきます。

今回の投票区の見直しは、市内全体の投票所における投票環境の向上、あるいは学区ごとの投票所数、その位置などのバランスをとることを主眼に置いて実施をいたしましたことから、全体として投票率が上昇したことは投票行動に大きな悪影響もなく、一定の成果があったというふうに考えております。

個別に見た場合、投票所が当該行政区の自治会館ではなくなった行政区におきましては投票率の低下が見られたところがございますが、投票所までの距離が遠くなった行政区の中には、逆に投票率が上がった地域もございますので、一概に距離だけで投票率が低下したというふうなことは断定できないというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 投票区の見直しにつきましては、都度全協なりで報告いただいて、今おっしゃったようなことで見直しされたということで、投票区の変更についての結果ではそれなりの評価をしているということなんですけども、ちょっと見てみますと40%未満が市役所人権センター、コミセンきたのが40%未満だったのではないかと思いますけども、この辺は以前からも低かったところではないかなと思っっているんですが、見直し前との比較などについては何か思われるところがございますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 3カ所投票率が低いところについてでございますけれども、当該3カ所の投票所につきましては従来から投票率が低い地域とおっしゃるとおりでございます。ということで、特に大きく低下したなどの特筆すべき変化はなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 地域的に多分そういうことだと思うんですけど、先ほどのちょっと話の中にもありました公的なところを中心に変えたということ、見直したということの中で、市役所の投票所になりました小篠原の地区ですね、以前にもちょっと質問させてもらったんですけど、小篠原の自治会館が2階が投票所になっているんですかね。それでお年寄りの方とか2階まで行くのが非常にしんどくて、人によったら案内もしてくれへんからと帰ったということで私一回質問したことあるんですけど、あそこは裏にエレベーターがあって、そのエレベーターの案内もなかなかうまいこといってないと、できてないと

ということで、今回市役所になったので私もどれぐらいかなと期待していたんですけども、その辺で何か選管の方として感じるというんですか、効果的なこと、先ほど言いましたエレベーターはあるけども余り活用できてなかったん違うかなと私は思っているんですけど、その辺のことについては何かございますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 市役所が変わりまして何か感じることはということなんですけども、特に有権者の方から何かそうしたことに関連してお話を伺ったということもございませんし、今のところその数字面でも大きな変化もございませんので、特にそれがどうこうあったというような部分での何か要素はということについてはちょっと今思い当たる所はございません。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。難しい、聞いて答えるのは多分難しいと思いますが、私自身は今言ったようにわざわざ2階に上がらなくてもいいようになったんで期待はしておりましたので、今後とも一つその辺よく注視していただければありがたいのかなと、このように思います。

そうしたら次に、今年参議院議員の選挙があったんですけど、この選挙と去年の7月にありました知事選挙、それから及びその12月の参院選ですね、この辺のときの65歳以上の方の投票率というのはわかりますでしょうか。わかればちょっと教えていただけますか。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 65歳以上の投票率ということなんですけれども、これ野洲市全体における年齢別の投票率というのは調査を行っておりませんので、ちょっとお答えができません。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） なかなか年齢別にやるのは大変かもしれませんが、できないことはないのではないかなと思っているのですが、ちょっとお聞きしたわけなんですけども、それで、なぜこれ聞きましたかといいますと、投票区の見直しのときにパブコメをされているんですけど、そのときに一人の方がパブコメのやった結果を意見を出しているんですけど、この中で見直し内容には同意できない、高齢者の投票率の低下が十分予想されるという意



見が出されておりましたですね。これに対する、要は高齢者、65歳以上の方がどれぐら  
いやったんかなと聞きたかったので、このパブコメの意見に対する所見ですね、この辺を  
ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 最初の質問の答弁でもお答えをしたんですけ  
れども、投票所の再編が原因と考えられるような投票率の顕著な低下は見られませんし、  
逆に投票率が上昇した投票所もございます。ということで、一定の成果があったものとい  
うふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 全体的なそういうことになるのかなと思いますけど、通常この  
パブコメに対してはそのときに答えしているので、あとは答えしないということなんでし  
ょうね。もしこの方から問い合わせ等がありましたら、適切に今のようなことでお答えい  
ただければと思います。

それから、では次にこの参議院選挙から投票年齢の引き下げ、18歳以上に引き下げた  
わけですけれども、この18歳以上、それから20歳未満の投票率がどれくらいだったか  
というのは把握されていますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 先ほど年齢別の投票率全体では把握できてな  
いということなんですけど、この18歳、19歳につきましては、今回制度改正ということ  
で、その改正後の初めての選挙ということもございまして、国の方から調査の要請がござ  
いました。ですので、数字を把握しておりますのでお答えをさせていただきたいと思いま  
す。

18歳から19歳の投票率は51.30%というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 今のは18歳から19まで。ということは、18歳のところだ  
けですか。19歳から20歳未満までいっているということですね。わかりました。

そうすると、全体の投票率が59.55ですから、まあまあそれなりに行ってたと。  
傾向的には通常の選挙のときの傾向的には低年齢ほど悪いとよく言われるんですけど、こ

の分から見るとよかったという解釈で、選管の方もそういう解釈をされているんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 議員おっしゃいますように、若年層投票率が低い中で、今回この18歳、19歳の投票率が51.3%ということについては、一定啓発等も市の方もそうですけども、国全体も啓発等もありまして、こうした投票率につながったものというふうに考えております。その他、二十歳とか20歳代の投票率については、21歳なんかですとそれよりも若干低くなっているというような傾向が出ております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 1回目としては出だしはよかったのかなどこのように思いますが、投票年齢の引き下げについて選挙前にはどのように周知されたのか、その結果からこれ出てきたのかもわかりませんが、その辺の選挙前の周知と選挙後の評価というんですか、その辺を何かお持ちでしたら伺いたいと思います。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 投票年齢引き下げについての周知でございますけれども、これは市の広報でありますとかホームページにおきまして年齢要件の引き下げを強調するような方法によりまして広報をしたところでございます。

なお、先ほど調査結果では18歳から19歳の投票率の全国平均が45.45%、これ全国の平均でございますが、野洲市が先ほど申しました51.3ということで、全国平均よりも高くなったという結果でございますので、一定そうしたことが効果があったのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 全国平均よりか上回っているということで非常にいいことですので、先ほども言いましたようにぜひともこれを続けていってほしいなど。そういう意味で、やはり1つはこれもそうですけど、いつも言われていますPDCAですね、まさに私この例というのはPDCAのいい例かなと思います。投票区の見直しやりました。それから選挙年齢変わりました。いわゆる制度が変わって、変わったことに対してそれが1つのプランとするならば、直近の選挙がありました。これはDOですよ。今ちょっと私も質問した内容をチェックしていただくというようなことで、そのチェックの今度方法なんで

すけど、その辺もやはりデータを集められる母集団、母データというんですか、もとななるデータは集められる手段はやっぱりいろいろ検討していただきたいなど。年齢別もわかるのであれば、そういったところも把握しておいていただければ次のアクションに持っていくのが持っていきやすいのかなと、このように思います。

それでは、次の選挙関係の最後のところに行くんですけど、こういった投票区の変更とか年齢の引き下げとかありましたけども、今度の10月の市長選挙、それから議員の補欠選挙ですね、この辺に向けての具体的な対応というのはどのように取り組んでいくのか、先ほど言われました事前のPRは広報でやった、ホームページでやったじゃなくて、具体的にどうするんやというのがやっぱりアクションの中では大事なので、そのアクションの部分をお伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） 今後の取り組みということでございますけれども、今回の投票区の見直し後の結果につきましては、先に説明をさせていただきましたように、投票率の顕著な低下も見られなかったということで、現段階では個別の取り組みとして新たな取り組みというのは思いついておりませんが、一回一回の選挙で一喜一憂ということではなしに、もう少し長期的な視点で検討を加えた上でまた考えていきたいと、このように思っております。

また、選挙権年齢の引き下げに伴う若年層への啓発活動ということにつきましては、まだ始まったばかりでございますので、引き続き、また広報やホームページ等々掲載をする他、また配布を行う啓発資材、その中に18歳からの投票ということの旨を記載するなど工夫をいたしまして、投票の呼びかけを行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 市の媒体を使ってやっていただくということなんですけど、広報活動やるということなんですけど、例えば具体的に18歳になったんで皆さん棄権せずに行きましょう行きましょう言うだけなのか、いやいや選挙というのはこういうもんやぞということを言って、ぜひとも投票に行ってほしいと言うのか、その辺、具体的にはどういうことを考えておられますか。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（遠藤伊久也君） ちょっと今も申しましたように、広報等々と

いうことで、それ以外の具体的な部分というのは今現在持ち合わせておりません。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 事、選挙に関して、選挙管理委員会はそのようなので、余りどういんですか、選挙の内容的など言ったらおかしいですけど、余り踏み込めないところはありますけども、ぜひとも先ほど言われました投票率の維持以上のことはお願いをしておきたいと思います。

では、次のところに行きます。本市の観光事業についてということでお伺いをしたいと思います。

本市には数多くの観光資源がありまして、活用がそれぞれされていると思うんですけど、なかなか活用がし切れてないというところもあるのではないかなと、このように思っております。

この観光資源としては、歴史的文化的価値の高い文化財も多く含まれておるとは思いますけども、そしてこれらの文化財を守り、外部に対してPRすることによって本市を訪れる人がふえ、結果として観光客をしっかりと囲い込むことができるのではないかなと、このように思います。

そこで、観光事業につきまして気がついたことを何点かお伺いをしたいと思います。

まず最初に、JRの野洲駅北口、南口に観光案内図が設置をされておりますけども、この図が現状と合っていないところがあるんですけども、この辺は認識をされておりますでしょうか、お伺いをします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） JR野洲駅に設置してある観光案内図が現状と合っていないが、認識しているのかというご質問でございます。

ご指摘のあった後でございますけども、現状と合っていない箇所が数カ所ありましたので、先日修正したところでございます。引き続き、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。早速修理をしていただいたようですけども、言うならば、一つは言われてからやるんでなしに、もう何年も前に変わっている内容があるんですよね。やっぱりその辺はあそこも南口、今も北口もそうですけど、ロータ

リーの改修工事なんかやっているの、職員も行っていると思うので、ちょっと見てみる  
とか、そういうことも大事かと思えます。

それでは、確認をされて直ちに対応してもらったということなんですけども、これはよ  
かったと思えます。今言いました外から来られた方が駅を降りて見たときに、やっぱり正  
確なものでないと間違っていると大変なことになりますので、その辺はよろしくお願  
いしたいと思えます。

市内には、この駅に限らず案内図は多分あちらにもこちらにも結構多いと思えますけ  
ど、この辺、他にもそんなところはないですか。確認します。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 議員おっしゃるとおり、市内各所には観光案内板なり案  
内図、そして史跡等を案内する看板等も多数ございますので、また今後年次的に点検しな  
がら修繕をしていきたいと考えております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ぜひとも職員の方、いろんなところに行ったときに見て、気が  
つけばその辺はきちっと直していただきたいなど、このように思えます。

今の案内図ですけれども、北口には2基、南口に3基があるんですけど、この辺の所管  
しているのは全部野洲市でしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 野洲駅北口に設置しております2基、そして南口に設置  
しております1基、合計3基につきましては観光物産協会において管理をしていただい  
ております。その他に、南口に2基ございまして、そのうち1基につきましてはインフォメ  
ーションと題しまして、市の教育委員会が文化スポーツ施設を案内されております。そし  
てもう1基でございますけども、これは滋賀県が希望が丘文化公園を案内されている板と  
なっております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） そうですね。私も多分そうだと思います。このインフォメー  
ションというのが文化ホールやとかそういったところのことを書いていましたので、ここも  
当然ながら前の文化スポーツ振興事業団の名前になっておるんですけど、この辺もちよ  
つと特に書いていませんけど、教育委員会の方は把握、承知されていますね。教育部長。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 今ご指摘のインフォメーションの部分でしたら、認識をしておりますし、一部間違いがあったところは修正をさせていただきました。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ついでと言ったらあれなんですけど、県の希望が丘の方も中の細かいところはわかりませんが、1つ昔青年の城のところにシンボルタワーみたいなのが建っていたと思うんですけど、あれが今もう撤去したんじゃないかと思うんですけど、ここの絵に入っているんですよね。この辺は何か県の方に対して言うのはどこが言うんですか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 希望が丘文化公園の中の青年の城につきましては、青年の城自体はまだ現存しておるんですけども、議員おっしゃるようにカプセル型の分についてはもう既に撤去されたというものでございまして、図に入っておればまた県に連絡をさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 図に入っていますので、ぜひとも県の方にもちょっと言って、他にもまだちょっとあるんですけど、県にもやっぱりそういうところをチェックしてもらい、市の方が見つけたら県にやっぱり言うなりしてほしいなど、このように思います。

それでは次の項なんですけど、NHKの大河ドラマ「平清盛」が以前放映されましたけども、このときはうまくこれに乗って妓王寺などに力を入れてまして、平家妓王の里めぐりコースというのが看板もつくりまして、うまくこれに乗ってやってきたと思うんですけども、このときはブームで非常によかったんですが、今こういった観光への力の入れ方が停滞しているというのか、低下しているのではないかなという感じがあります。このときの一時のブームと最近のこういった評価も踏まえまして、観光資源の活用についてというのはどのように考えているのか、環境経済部長、お伺いします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 観光資源の活用についてどのように考えているかというご質問でございますけれども、当時観光で妓王寺周辺が盛り上がったのは、平成24年のNHK大河ドラマ「平清盛」の放送による影響があったこと、また当時国の緊急雇用創出事業で平成24年、25年度におきまして、ぎおうの里において野洲おもてなし事業の補

助金がございまして、それをうまく活用できたこと、それによって臨時職員2名も雇用できましたし、そして何より地元の熱意があったことが要因として挙げられると考えております。市内外に野洲の魅力を大いに発信できたと考えております。

その後、観光への力の入れ方が低下しているのではというご指摘でございますけれども、先に述べましたように要因が常にあるものではございません。大切なことは、ボランティアガイド協会によるハイキングや観光キャンペーンによります情報発信、また伝統文化の保存事業の支援など、継続的な活動をしっかりしていくことだと考えております。

こうした評価を踏まえまして、今後の観光資源の活用としては地元の熱意はもとより、情報発信など継続的な活動をしっかりしていくこと、また持続性の観点からして、事業実施者が主体的に運営ができますように、入場料や拝観料等の受益者負担によります経済的循環環境を整えていくことが重要であると、このように考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 今言われるようなことで、地元の熱意とかそういったところも大事やということで、まさにそうだと思います。

そこで、次のところに行きたいと思っておりますけれども、今年の春に祇王学区の皆さんと出前懇談会をしました。そのときに、永原御殿跡の竹林といいますか、雑木林といいますか、そこにカワウのふん害やとか鳴き声、他の鳥もまだいるようですけれども、そういったところで困っているという話を聞いているんですけど、その辺は承知をしていますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 永原御殿跡地でのカワウ等によります被害の件でございますけれども、これまでから祇王学区の行政懇談会等におきまして、通じて把握しているところでございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 承知をそういったことでされているのであれば、対策というのは何かやっておられますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） カワウ等の対策につきましては、昨年9月施行の琵琶湖の保全及び再生に関する法律によりまして、カワウによる被害の防止等が規定をされたところでございまして、現在具体的な推進に係る琵琶湖保全再生施策に関する計画というも

のが滋賀県において策定が進められているところでございます。

本市におきましても、当該地におきますカワウ対策に向けまして、県等との連携をとりながら、有効な駆除対策の実施につきまして検討しているところでございます。

カワウ対策を進めるには、近隣住民、行政及び専門家が連携して取り組む必要があるため、去る7月の28日であったんですけども、江部自治会館におきまして専門家によるカワウ対策の研修会を開催していただきまして、カワウの生態や各種の対策を学習しております。次回の研修会、まだ日は決まっておりませんが、駆除対策の実施に有効な時期において、ビニールテープを使用した駆除対策の実証実験を実施されます。この実験結果を踏まえまして、今後の駆除対策を講じる予定でございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 今ちょうど私もこれいろいろ調べていましたら、YouTubeにドローン飛ばしてやっておる映像がありましたですよね。何かご覧になりましたか。知りませんか。どうですか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 先日というか、数カ月前に中塚議員からですかね、ドローンの映像を私は実際に見たところでございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 多分アップされたのが今月やったかな、にアップされていたと思うので、あれ見ていると、かなりひどいなというのがよくわかります。

この先ほどの懇談会の中でも、それと最近行くとちょっと少ないんですね。この間も行ってみましたら、そんなにもういなかったです。他のサギやとかあいう鳥もいっぱいいましたけど、どうも時期でそういうふうになるのか、どこかから渡り鳥みたいにぐるぐる回っているのか、ちょうど4月というか、出前懇談会のときも地元からもそういったことで調査せないかんのと違うかというような声もありましたので、こういう研修でいろいろやってもらうのもいいですけども、実態調査というのはどのようになっているかはご存知ないでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 春先に個体調査ということで数の調査をしていただきまして、そのときには200数十羽のカワウが存在するというところで聞いております。



また、先ほど議員おっしゃられました渡り鳥ということなんですけど、渡り鳥ではないようなものです。川魚等、魚を求めて移動するというものであるらしいです。

そして、駆除をすべき期間というのか時期なんですけども、営巣をしている段階では意味がないということを聞いていまして、そこへ移り住んでくる前に対策を講じなければならないということの一部聞いてございまして、またいずれにいたしましても先ほど言いました研修会においてまた専門家の意見を聞きながら進めることになろうかと思えます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） この辺のことは県が中心になるのではないかなと思いますけども、地元として、あそこ自身も個人の所有で地権者もかなり多いということでなかなか大変かと思えますけども、一つ前向きに取り組んでいただきたい、私らは思ったらばっさり伐採してしまったらどうやとかと単純に思うんですけど、なかなかそうもいかないようですので、一つ県とうまく連携しながらやっていただきたいなど、このように思います。

この後も他の議員からも厳しくこの辺がまたあるようですので、私はこの辺にしておきまして、じゃあこの永原御殿跡ですね、この辺はどのような位置づけにしていくのか、教育委員会としてどういうふうに思っているのか、教育部長にちょっとお尋ねしてよろしいですか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 永原御殿の位置づけで、教育委員会の立場ですので文化財としてどうかというようなことでお答えをしたいと思います。

文化財として永原御殿の重要性とその認識については、過去この議会の中でも何度か述べさせていただいております。徳川家康、秀忠、家光の3代の将軍の専用の宿舎といえますか、そういう場所にありましたし、その歴史的な価値、それだけではないんですが、その歴史的な価値を考えまして、国の史跡指定に向けて取り組む意思もこの議会の方でも表明をさせていただいていました。今史跡指定に向けた条件整備を進めているところでございます。

今後でございますけれども、先ほど丸山議員ございましたけれども、地権者の方もおられますし、地元のいろんな協議会等もございまして、その協力を得ながら当面滋賀県の補助事業でございます里山と文化財が織りなす地域資産再生事業に申請しまして、承認が得られましたら平成29年度に一部本丸の竹林の伐採とか説明板の設置など、そういう形で永原御殿の保全整備を行っていききたいと、このように考えてございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 文化財的なものではそういうようにやっていただいているようですが、今あそこに私もちょっと徳川将軍が云々という話をしようと思ったんですけど、教育部長おっしゃったので省略しまして、あそこにあった、御殿のところにあったものが今門とそれから書院が他のよそへ行っていると、こういうことで、あと残っているのが当時の城も当時は城やったということもあって、堀やとか土塁、石垣みたいなのが残っているようですが、今一部伐採という話もありましたけど、そういったところ、こういった残っているものを生かしながらやっぱり市の文化的遺産としてやっていただけたらなと思います。

ここで、ついでと言ったらあれなんですけど、先ほどの案内図と一緒に、ここにも市の看板と県の看板がかかっていましたよね。永原御殿跡と書いて、市が書いているのと県が書いているのと。県ですね、これ。滋賀県教育委員会となっていますけど、片一方では観光物産協会になっておるんですね。この辺はどうなんですか。同じような内容なんですけど、1つにしてしまうとか、県と話してどっちのものやというのは、この辺何かあやふや、片一方はいや観光面やと。片一方は教育委員会やないかと、こういつて言うのか、その辺どうなんですか。同じところに並んでいるんですよね。それで大体似たような内容書いているんですけど、どちらか。観光物産協会の方に行くのか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 済みません。現地確認させていただきまして対応というのか、今後検討していきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ぜひともその辺お願いします。確かに、専門的にいえば教育委員会と観光の方やから違うんやと言うけど、中身、書いているのは同じようなことを書いているので、その辺をやっぱりきちっとしてほしいなと思います。

それではちょっと次のところで、他市へ行政視察とかで研修に行きますと、先方でいろんな資料をたくさんもらうんですけど、市の概要とか観光パンフとかそういったのをもらうんですけど、野洲市に、本市に行政視察に来られたとき、私も出たときにうちの資料を見るとちょっと寂しいんですよね。資料が多いほどがいいとは言いませんけど、印象的かどうかという気がするんです。

先日、四日市の市議会訪問したときに、四日市スタイルというこのパンフですね、いた

いただきました。その中には、市の概要とかいろいろなことが入っていました。これ一冊ですね、これ1つ見るとわかるというようなことが入っていました。

そういったこと、市のPRになるパンフレット、この辺につきまして、まず観光のパンフレットの印刷物、いろいろされていると思うんですけど、この辺で現状で十分だと思っているのか、環境経済部長、お伺いをします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 観光パンフレットの印刷物は現状で十分と思っているのかというご質問でございますけれども、少し紹介させていただきますと、野洲市観光物産協会中心に、おいでやすわくわくマップ近江富士周辺、同じく琵琶湖周辺、そして野洲市琵琶湖湖岸散策マップ、近江富士三上山登山マップ、史跡マップ等さまざまなパンフレットを作成しております、それぞれの観光の用途に合ったものを提供しているところでございます。

また、野洲市が加盟しております湖南地区4市でございますけれども、湖南地区観光振興協議会、あるいは南琵琶湖の観光の協議会がございますし、広域のマップも作成しております、先ほど言いましたように用途に合ったというのか、ニーズに合ったものを提供しているところでございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ということは、用途に合ったやつを個別に印刷していると、こういうことですよ。

それもいいですけど、まとまったやつもいいのかなと思いますけど、じゃあそういうことで内容的にはまあいいのではないかなという認識らしいですけども、その上で予算もしっかりじゃあそれで確保できているという解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） しっかりというところがどれくらいというのものもあるんですけども、パンフレットの印刷は観光物産協会の中で予算化して作成しておるところでございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。

それでは、先ほど四日市がこれつくっているんですけど、これを見るとほとんどの市が大体どんなんかというのはわかるんですよ。それで、通告には野洲はこんなんやったら

どうやと書きましたけども、いろいろ調べてみますと、野洲はこんなもんやと一発でわかる何か調べてみたら、ありました。元気なまち野洲なんかかんとかかんとか書いたこれがありまして、実はこれが平成21年、その前にもう一つありまして、合併の年ですかね、にあって、これがまたつくられております。その辺で、正直言って四日市にはちょっと足りんかなという気はします。します。そこで、これ合併の年からこの21年ですから、5年ほどで見直しというのか新しいのができておるんですね。もうこの21年からかなりたっていますけど、その辺、次見直してやる気はあるんかないんかというのを政策調整部長、お伺いをします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今の市の概要のパンフレットの件についてお問い合わせをいただきまして、私の方も持ってまいりました。

議員ご指摘いただいておりますとおり、平成21年の11月にこれを作成させていただきました。

四日市にはちょっと足りないかなというふうなお話でございますけれど、野洲市この時点で市の概要について要点を記していこうということでまちづくりの面、あるいは産業の面、名称、マップ、ある程度網羅をしたものを作成させていただいたというふうに思っております。

内容を私も改めて見させていただきますと、8年は経過をしておりますけれど、中身としては大きく変わっているところはないのかなというふうには捉えてはおりますけれど、今議員の方からもご指摘いただきましたように、8年経過しておりますので、内容の更新等については検討していきたいというふうに考えております。

ただ、情報の発信については、野洲市の広報、あるいはホームページの方でもご指摘いただいておりますイベント関係等の方については特大バナーでホームページの方でも掲載をさせていただいているというところでご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 通告の後、今政策調整部長が言おうとしておったこと私先言っ  
てしましまして申しわけありません。やっぱりよく調べてから言わないかなと思いま  
したので、ちょっと調べてみました。

そういう意味で、これは野洲市の市勢要覧と書いてあるから、私は見るとちょっと中身

はかたかなということをするんですけど、市勢要覧ということやからこの程度かなと思います。ただ、細かい字が多くで、非常に年齢が高くなってくると読みづらいと。四日市はかなり見やすい字で書いていますし、書いていることが簡潔に書いています。その辺も考慮していただいて、そして、できればオクトーバーフェスタなんかもうこれずっとやっ  
ていこうと恐らくしていると思いますので、そういったイベント的なやつも市はやっているんやというのはもっとPRしたらいいのではないかなと。このままでは非常にかたいイメージがありますので、その辺も含めて見直していただければありがたいかなと思いますので、その辺どうでしょう、部長。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 平成21年当時作成をさせていただくときに、これもあれもということで盛り込みをさせていただき、どうしてもアピールをさせていただきたい内容を詰め込みたい、そしてその中でページ数も限られてまいります。当然予算も限られてまいりますので、そのような結果になりましたので、今お示しをいただきました四日市等のところもまた参考にさせていただきながら、更新をする際には検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。一つよろしく申し上げます。

それでは、今度は朝鮮人街道について、これも過去に何回も話しましたが、3回目になるとは思いますけども、もう今回でやめようと思っていますので、一ついい答えをお願いしたいと思います。

朝鮮人街道は、ご存知のとおり本市の小篠原で中仙道から分岐して彦根の鳥居本で再び合流すると、これが約41.2キロの街道になっているわけなんですけども、先ほどお話ししましたこの野洲の市勢要覧、この中にも入っているんですね、朝鮮人街道のことが。ここに道しるべのことも書いてあるんです。やっぱりここで取り上げているということは、かなりいいところの位置づけになっているのではないかなと、このように思います。

昨年5月のときに私そういったことでこの分岐点のところ道しるべ、今蓮生寺に保管されているわけなんですけど、これを持ってきてほしいと。教育委員会、それから環境経済部、都市建設部、三者で相談して何とか持ってきてほしいという要望をさせてもらったんですけど、その辺の結果というのはどういうふうになっておりますでしょうか、

どなたか代表してお願いします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 朝鮮人街道起点の道しるべの復元といたしますか、その関係の協議の結果についてお答えをいたします。

今議員からございましたように、昨年の5月議会の後、教育部長、環境経済部長、都市建設部長、当時の部長が資料をもとに協議をしたところでございますけれども、過去2回の議会でもご説明したとおり、現状ではその道しるべを復元するべき適地を見つけるのが困難であるのではないかと。また、交通事情などを勘案しますと、現状で復元することは困難であるという考えに変わりはありません。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ここで質問するとそういう答えにしかならんかなと思ってます。単に困難困難ということで、やろうという気がなければいかんと思うんです。やるという気があったらそういう目で見てもらえると思うんですけど、やっぱり片一方にあって片一方にない、いろんな書物にも出てくるんですけど、ここから分岐していると言いながないというのはどうかなという気がしますが、ここにも、これ、この中にも文化財のところに書いてあるんですけど、蓮照寺管理と書いてあるんです。管理というのはどういう委託されているのか知りませんが、これ時間ないんやったら、もうさっきのロスの分はどないなるんですか、これ。（笑声）もうちんと鳴るんですか、これ。ここが大事なんや、ここからが。この管理とされているけど、管理委託というのは何かされているんですか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 現在でいきますと、例えば修繕が必要な場合とか、そういう場合は申し出をいただいて修繕等の費用も補助するというふうな形であると認識をしております。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後2時03分 休憩）

（午後2時04分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 管理委託の文書はありますか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 確認をさせていただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 一つ明確にさせていただきたいと思います。一緒に現地見に行きませんか。お願いします。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第4号、第12番、山本剛議員。

山本議員。

○12番（山本 剛君） 第12番、山本剛です。

質問に先立ちまして、今回の台風で亡くなられた方にお悔やみを申し上げますと共に、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

それでは質問に入ります。

まず1点目、障害者差別解消法の周知啓発等について質問をいたします。

ご承知のように、今年の4月から障害者差別解消法が施行されています。この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として2013年、平成25年6月に制定をされました。つまり、この法律は障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しているというふうに思います。

この法律では、不当な差別的取り扱いと合理的配慮をしないことが差別になるというふうにされておりまして。

不当な差別的取り扱いとは、障がいがあることを理由に排除したり拒絶したりすることです。例えば、車椅子を使っている人の入店を断ることや、障がいがあることを理由にアパートを貸さないことなどが不当な差別的取り扱いというものに当たります。

また、合理的配慮をしないことが差別に当たるとしたことは、今までの障がい者関連の法律にはなかった画期的なことだろうというふうに思っております。これは、例えば視覚障がいのある人に声だけで話す、手話や筆談をしないということです。あるいは、視覚障がいの人に書類だけを渡して読み上げない場合です。

今述べたことは、障がいのない人には情報をきちんと伝えたのに、障がいのある人には伝えないこととなります。

そして、この合理的配慮については、市役所は民間事業所よりも強い配慮が求められています。民間事業所が合理的配慮をするように努力するということに対して、市役所の場合

合は合理的配慮をしなければならないとなっております。

今述べたような画期的なことを含むこの法律を周知啓発していかなければならないと思います。この庁舎の1階にも障害者差別解消法のポスターが張られていて、一定の啓発効果はあるというふうに思います。

この秋ごろから、野洲市のこの法律についての本格的な啓発がされると聞いていますので、何点か伺います。

まず1点目ですけれども、この法律についての職員への研修はなされたのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 山本議員の障害者差別解消法についての1点目の、この法律についての職員の研修ということについてのご回答をさせていただきます。

障がいのある方に対する配慮につきましては、法律のあるなしに関わらず、これまでから日常業務におきましてそれぞれの職員が必要に応じた対応に心がけるようにしているところでございます。

ご質問の職員研修の実施につきましては、今回の法律の趣旨を踏まえまして、現状の再確認というような意味で必要に応じて今後研修を実施してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） ということは、今のご回答ですと、この法律に限っての研修というのはまだなされていないということでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 議員おっしゃるとおり、この法律に限っての研修というのは今現在まだできておりません。今後おくれればせながらでございますけれども、そうした研修を考えていきたい、このように考えております。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 先ほども言いましたように、特に行政につきましては合理的配慮をしなければならないという部分がこれから強く影響も出てくるというふうに思いますので、ぜひ研修を、この法律の研修をしていただきたいというふうにお問い合わせをしておきます。

それでは、続きまして2点目なんですけれども、この法律の啓発の対象なんですけれど



も、民間事業所も含むのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 啓発の対象が民間事業所も含むのかということでございますが、ちょっと法的な解釈になってしまいますが、啓発活動につきましては障害者差別解消法の規定で、内閣府が障害者差別解消法基本方針を定めます。国が主体的な役割をその中で担うということになっております。この基本方針によりまして、各省庁が策定いたします対応指針に基づきまして各民間事業所が自ら研修、啓発を行うということとされております。

したがいまして、基本的には市が行う研修の啓発の対象には民間事業者は含まれていないところでございます。しかし、市が行います地域住民への啓発を進めていくことで、民間事業所への啓発にもつながるといふふうに考えてございます。

なお、政令の関係で一部市が指導権限を委任された民間事業所がございますので、こうした事業所につきましてはその権限の範囲の中で啓発を行う必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 民間事業所自ら研修等を行うということはそれは本来の姿であると思うんですけど、なかなか今先ほど申し上げましたように努力をするという部分でございまして、強制力はないということになります。決して強制するようなものではないんですけども、やはり民間事業所についてもやはり障がい者差別をするということは自らの利益につながらないということもありますので、そういった保護については市役所の方からアドバイス等はしていくべきかなというふうに考えております。

それでは3点目ですけども、啓発されるということを聞いているんですけど、そのスケジュールといいますか、そういったものについてはどうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 啓発のスケジュールについてでございますが、本年4月1日号、これは過去の取り組みになりますが、「広報やす」、あるいは人権啓発紙「すてきなまちに」これは3月に発行しております。4月に市民の皆様方のお手元に届いたと思っております。この中で今回の方の施行、あるいは趣旨につきまして周知を行ったところでございます。

また、障がい者福祉の関係機関、あるいは当事者団体で構成しております障がい者自立支援協議会の中の全体会議におきまして、法の趣旨を踏まえた支援のあり方ということで研修を実施したところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、12月に障害者週間がございますので、この際に合わせた研修啓発を予定しているところでございます。

なお、啓発の中で、これも重要なことかとは思いますが、障がい者に対する差別の解消につきましては、当事者の視点に立って窓口等の対応による紛争防止、あるいは解決を図ることができる仕組みづくりが重要かと考えておきまして、相談に的確に対応できる窓口と連携につきまして検討を既に進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今お聞かせいただいて、12月部分等もされるということなんですが、その全体的なものというのはまだ未確定という状況でしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 以前市議会の方には全員協議会におきましておおむねスケジュールを提供させておりますが、若干スケジュールについてはちょっと遅れている部分がございますが、ちょっとしっかりともう一度この庁内の検討会議等におきまして検討しながら進められるようにしていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） ぜひ系統的な啓発ができるように、そういうスケジュール等も組んでいていただきたいなというふうに思います。

それでは1点目の質問の最後なんですけれども、啓発の手法なんですけれども、どういったような手法を用いてしようとしているのか聞かせていただければと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 啓発の手法でございますが、先ほど申し上げました12月の障害者週間につきましては、市広報紙への掲載、それと街頭啓発を現在のところ予定をしております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 啓発の手法というのはご存知のようにいろいろありますし、今おっしゃった広報紙に載せるというのもありますし、あるいはホームページに載せるというのもあると思いますし、あるいはワークショップでありますとか、こういう形式とかいろいろな形式があると思うんですけれども、やはりさまざまな手法を用いて広めるということが私は大事ではないかなというふうに思っております。そうしないと、なかなか広報に載せました、広報ですね、多くの方読んでいらっしゃると思うんですけれども、やはり読んでおられない方というのもおられると思いますし、広報を読んでおられても全てのページに目を通されている方とそうでない方とありますし、そういった部分でいいますと、逆にいったら広報から漏れた人といいますか、広報をご覧にならなかった人に対してはどうするのかとか、そういったようなことを考慮、配慮されているいろいろなその手法を考えていただきたいというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 啓発ということでございますが、いろんな手法はあるかと思えます。しかしながら、ちょっと先ほど少し申し上げたところでございますが、この今の障害者差別解消法でございますが、これは実は障がい者の関係、国内法の整備につきましては障害者権利条約から端を発しまして、あるいは障害者基本法の中でもう既に差別の禁止は規定されていたところでございます。こういった条約の署名からの流れの中で国内法を整備を進めてきて、障がい者に関する関連法ですね、基本法の改正でございますとか障がい者の雇用促進法等障がい者の優先調達推進法もそうですが、こういった流れの中で具現化というか、体制整備をしてきているというところで、市につきましてもこれまでから先ほどおっしゃっていただいております合理的配慮とか、そういうところにつきましても例えば手話のできる者、専任通訳者の方は既に2名も設置しているところでございまして、市としても対応の中ではきちっとできている部分でございますし、また啓発につきましてもこれまでもいろんな法改正の中で障がい者の理解、それと自立等を目的といたしましていろんな啓発活動が進んでおりますので、その点もちょっと合わせてご理解をいただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今部長もおっしゃったように、ずっと野洲市は障がい者福祉の取り組みも強く進めてきておられますし、滋賀県もいわゆる福祉の先進県というふうにも

言われております。そういったところで、またこういった新たな法律ができて、これはいったら私は大きな武器になるというふうにも考えておりますので、この法律を最大限に活用して、さらにその障がいを持つ人、持たない人、共に生きる野洲市の地域社会をつくることに一緒に役立てていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。1点目はこれで終えたいと思います。

続いて2点目の方に入らせていただきます。

2点目、児童館について質問をさせていただきます。

現在、野洲市においては児童館がなく、子どもの居場所が減った状態にあります。2015年度末をもって野洲児童館、中主児童館は廃止されました。

児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設ですけれども、野洲市では同和対策事業の中に位置づけられた児童館事業としての施策の推進を行ってきました。2015年度に第2次同和対策基本計画が終了し、野洲地域総合センターの廃止に伴い野洲児童館は閉館しました。現在野洲児童館であった施設は人権センターのホールとして所管をされ、貸し館を行っています。ところが、子どもだけでは利用できないので、大人の付き添いが必要となっています。今、保護者の方がボランティア的に見守りをして、若干の利用があるというふうに聞いておりますけれども、これでは施設の有効活用とは私には考えられません。

先日、所用がありまして人権センターを訪れた際に次のようなことがあったんですけれども、放課後の時間帯で雨の日だったんですけれども、中学生が2人児童館で遊ばせて下さいというふうに人権センターの職員さんに頼んでいました。職員さんは、誰か大人の人はついてきているのかというふうに尋ねて、そのことに対してこの子たちはいませんというふうに答えると、それでは遊ぶことはできないよというふうに伝えて、子どもたちははいというふうに答えて残念そうにセンターを出ていったというようなことがあったんですけれども、そのときにちょっと子どもたちがつぶやいていたのが、前ならすぐに遊べたのになあというようなことをつぶやいておりました。子どもたちはこういうふうに変ったということをおぼえておりませんのでこういうふうに思ったと思うんですけれども、そのセンターを出た後、行くところもないのか、この子たちは駐輪場でしばらく、雨の日でしたので、特に外で遊ぶというようなこともできませんし、しばらく駐輪場で雑談をしていたようでした。

確かに、子どもたちだけで遊ぶ場合、けが等の心配もあります。しかし、放課後、例えば今のように中学生の子どもの遊びに付き添える保護者というのは私はごく少数じゃない

かなというふうに思います。

昨年までは夏休みには幼児から高校生まで数多くの子どもたちが連日野洲児童館を利用していました。これは、児童厚生員、現在の名称でいいますと児童の遊びを指導する者というそうなんですけれども、その方が配置をされて、多くの子どもたちが利用できる条件が整っていたからであります。平成26年度については、自由来館者だけで7,361人も子どもたちが児童館を利用していたということでもあります。

以前会派要望で野洲児童館について、閉館後現在の利用者が困らないよう手だてを講じられたいというふうに上げたんですけれども、回答は、今後は人権センターの所管施設となる予定ということと、子どもの居場所づくりとしてはこれまで学童保育所の施設整備やスポーツ少年団活動の支援、青少年団体等の活動、あるいは各種施設で実施する事業等を通じて取り組んできたところであり、今後も引き続き取り組んでいきますとのことでした。今の会派要望に対する回答で出されたところも含めて、子どもの居場所というのは私は選択肢が多いほどよいというふうに考えています。その中で、児童館についての野洲市の考えを質問します。

まず1点目ですけれども、児童館の必要性についてどう考えておられるか質問いたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、山本議員の児童館についての1点目の児童館の必要性についてどう考えるかというご質問についてお答えをいたします。

本市における児童館は、議員も述べられましたとおり、同和対策事業の一環として整備運営してまいり、第2次同和対策基本計画に基づきまして今年3月末をもって閉館いたしました。中主及び野洲児童館が整備され、閉館に至るまでの間、この2カ所以外に他の学区や地域に新たに児童館を整備することはございませんでした。これは、児童館に対する市民のニーズがそれほど高くなかった結果であると認識しておるところでございます。

なお、子どもの居場所の確保につきましては、議員の会派要望でもお答えしておりますように、学童保育所の充実、コミュニティセンターでの取り組み、子育て支援センターでの子育て支援、民間保育所での一時預かり保育やファミリーサポートセンター事業等の子育て支援施策及び図書館の充実や分館の整備等により進めてきたところがございます。さらには、保育所の待機児童の解消や生活困窮世帯の子育て支援など、他にも対応を急ぐべき課題があると認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今いろいろ取り組みをされていることを答えていただいたんですけれども、やはり私は子育ての部分等は今述べていただいた部分で対応できるなというふうに思うんですけれども、先ほども上げましたようにやはり児童館というのは中学生や、あるいは高校生の居場所でもあったわけですね。そういった部分でいいますと、やはり中学生、高校生にとっては居場所が私にとっては1つなくなったというふうに感じられますし、以前児童厚生員をされていた方と話をしたこともあるんですけれども、そういった子どもたちはやはり中には課題を抱えた子もおりますし、それこそ野洲市もちょっと以前あったと思うんですけれども、ゲームセンターにてトラブルを起こしたようなこともありましたね。そういったことも招きかねないような心配も私はやっぱりするわけです。そういった子どもたちの受け入れの場所の1つでもあったというふうに思うんですけれども、今おっしゃったように他のいろいろな取り組みもされているし、ニーズが高くないというふうに認識をされているということなんですけれども、それでは2点目なんですけれども、市役所の方の認識と市民、あるいはその子どもたちの認識、私は必ずしも全て、別にこの場合だけじゃなしに、いろんな場面で合致する場合としない場合とがあると思うんですけれども、それでは児童館に関してニーズ調査をすべきというふうに考えるんですけれども、そのあたりについてお答えいただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 2点目の児童館に関してニーズ調査をすべきと考えるが、野洲市の考えはというご質問についてお答えをいたします。

野洲市子ども子育て支援計画を策定するにあたりまして、平成25年度に小学校4年生以下の子どもを持つ保護者を対象として無作為抽出による2,000世帯に教育、保育サービスの利用意向や、子育て支援に関するアンケート調査を行ったところでございます。その中で、土曜日に子どもを過ごさせたい場所に対する問いでは、児童館を選択された方は8.3%でした。野洲市のどんどころが子育てしやすいと感じるかという問いにつきましては、児童館を選択された方は7.5%となっております。また、子育て支援の充実を求めるところについての問いでは、児童館が22.7%という結果でございました。いずれも複数回答が可能な設問でございまして、この結果からは児童館に対するニーズは高いとは言えませんので、改めて児童館に関するニーズ調査は必要ないと考えておるところ

でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今保護者の方に対してそのニーズ調査をされたということなんですけども、私先ほど言いましたように、もう少し歳が上の子どもたち、中学生、高校生ですね、そういった当事者、本当にその児童館で遊びたいと、今まで遊んでいたようなその当事者に対してやっぱりニーズ調査をすべきではないかな、当事者に対してのそのニーズというのを私はつかむべきだというふうに思うんですけども、そのあたりについてのお考えはどうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） ただいま申し上げましたように、このような保護者ということではございますけれども、あくまでも子どもの居場所という視点でニーズ調査をさせていただいておりますので、現在のところではこの調査がもうニーズ調査の結果であるという認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） やはり、何でもそうなんですけれども、当事者の声とか思いとかいうものをやっぱり私は大事にして市政を進めていくということが重要やなというふうに思っておりますので、そういった意味でいいますと、今のところはちょっと予定はされていないということなんですけども、ぜひその中学生や高校生やそういった当事者に対してのニーズ調査をしていただくように、これは要望としてお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは最後の質問に移ります。

野洲市として、現在児童館がないという状態なんですけれども、将来的に児童館を設置するお考えはあるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 3点目の野洲市として将来的に児童館を設置する考えはあるのかというご質問にお答えをいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、子どもの居場所の確保につきましては学童保育所をはじめとしましてさまざまなサービスの提供に取り組んでおるところでございます。児童館を否定するつもりはございませんけれども、今後も新たなサービスの必要性が出てま

いましたら、児童館ではなく他のサービスに付加して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 児童館以外の施設を利用して、他の施策を利用して子どもたちの居場所を確保していくということで、それはそれとしてきちんと取り組んでおられるので、継続をして取り組んでいただきたいというふうにも思いますし、そこに加えて、やはり私は児童館というのはそれ以外のいろんな取り組みができるところでもありますし、今言いましたように生活困窮の子どもさんたちの居場所であったりというようなそういうような面が野洲市の児童館の場合大きい役割になっていたということがありますので、野洲市、現在生活困窮者の支援の取り組みをされているんですけども、なかなかすぐに結果が出るようなものでもありませんし、その間、そういった家庭の子どもさんたちを含め、しんどい立場の子どもさんたち、そういった子どもさんたちにとっては児童館は私は大変重要な役割を持つ施設であるというふうに思いますので、現在のところは設置をする考えはお持ちでないということなんですけれども、これは別に未来永劫置かないというようなことをおっしゃっているわけではないというふうに思っておりますので、前向きに継続的に設置の方向で考えていただきたいということを要望として上げまして、私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を午後2時50分とします。

（午後2時35分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第5号、第3番、稲垣誠亮議員。

○3番（稲垣誠亮君） 第3番、稲垣でございます。

先に、少しだけ手短かに話させていただきたいと思います。

現在、本市におきまして山仲市長主導のもと現民間野洲病院の解散と合わせ、新野洲市立病院を野洲駅南口に建設されることが計画されています。この計画に対しては、市民間、あるいは市議会内でも慎重論が強く、計画変更を求める修正動議も提出されましたが、否決されています。

修正動議が提出されるに至った要因は、大きく2つあります。1つは、本来市の玄関で



あり、市内で最もにぎわいの場所であるべき駅前が建設予定地であること、もう一つは総事業費86億円と試算される膨大な事業費に加え、希望的観測に基づいた収支計画など、市の計画には納得できない部分が多く、現在の市財政状況に照らし合わせても無理が多い計画と危惧されることです。

私は、市議会議員の立場から計画に反対する方々と共に運動を展開してまいりましたが、修正動議にも反対署名にも耳を傾けない、話を聞かない山仲市長を信任できないという結果に至りました。

今回の市立病院計画だけではなく、現市政は山仲市長の独善性が目立ちます。私は、市政の主役であるべき市民の声が届かない現市政をこのまま看過できませんし、民意が反映されていない政治に対しては全力で抗戦することが政治家としての本懐であると思うところであります。

それでは質問を始めさせていただきます。

安心安全に出産するための周産期医療についてお伺いいたします。

周産期とは、一般的に妊娠22週から生後満7日未満の期間をいい、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して、母と子の健康を守るのが周産期医療です。周産期医療を実施する施設は妊娠の異常、分娩期の異常、胎児、新生児の異常に適切に対処するため、産科医と小児科医が協力し、その他の医療スタッフとの連携医療が必要な高度専門医療施設です。集中治療が必要なハイリスクの妊娠、分娩には最適な治療が受けられる周産期医療体制が必要となります。このような高度で緊急性のある医療を適切に提供するため、現在どのような取り組みが野洲市と滋賀県で行われているのか、産科医院に対する支援と合わせてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、稲垣議員の安心安全に出産するための周産期医療についてのご質問にお答えをいたします。

高度で緊急性のある周産期医療を適切に提供する取り組み、そして産科医院に対する支援ということでございますが、滋賀県の周産期医療体制につきましては、滋賀県保健医療計画において定められているところでございます。正常な妊娠、分娩は身近な地域の医療機関、一般産療診療所、病院、あるいは助産所になりますが、医療を提供いたしまして、ハイリスク妊婦、新生児につきましては地域周産期母子医療センター、近江八幡市立総合医療センター、それと長浜赤十字病院になります。それと周産期協力病院、これは7圏域

で産科と小児科がある病院でございますが、これらが2次医療の提供を行っております。

また、さらに高度で専門的な3次医療につきましては、総合周産期母子医療センター、これは大津赤十字病院でございますが、それと総合周産期協力支援病院、滋賀医科大学医学部附属病院でございます。の方で医療の提供を行うよう役割を分担しているところでございます。

中でも、2次医療と3次医療が滋賀県の周産期医療の中核となり、緊急性と質の高い医療の提供を行っております。

この周産期医療は、県と周産期医療機関との取り組みとなりまして、市長との調整を特に必要とするものではございません。

次に、産科医院に対する支援についてのご質問ですが、県の支援といたしましては1次医療機関で受診していた妊婦がハイリスク妊婦となった場合には2次、3次医療機関の病床の空床情報を1次医療機関に提供いたしまして、合わせて緊急搬送が必要となった場合の医療機関との調整などを行っております。

本市の支援といたしましては、ハイリスク妊婦の把握と医療機関との連携、ハイリスク妊婦にならないよう支援することが重要と考えております。母子健康手帳交付時に妊婦健診の定期的な受診を勧奨し、また、妊娠ハイリスクが自己判断できる妊娠リスクスコアの活用を進めることや健康教室、健康相談、家庭訪問等により安心して妊娠期が過ごせるよう保健師、助産師が中心となり支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 済みません。ではちょっと1、2点お伺いしたいんですが、その地元の医院から市等に依頼されて、市が訪問するといったようなことはではないと考えてよろしいんですか、そのあたりお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 先ほどお答えした中で、市の役割といたしましてハイリスク妊婦の把握とそれと周産期医療機関との連携という部分がございます。こちらにつきましては、かねてから母子保健事業の中で妊婦等につきましては訪問によりハイリスクの者を把握しているところでございます。

特に、草津保健所管内におきましては、ハイリスク妊産婦新生児援助事業を実施しているところでございます。これは県の草津保健所が事業主体となるものでございますが、申

し合わせの中で管内の4市が母子保健発行時に市の方で把握した妊婦で、ハイリスクであって、その方が医療機関との連携が特に必要と認めた場合につきましては、各周産期の医療機関並びに保健所の方に連絡票を送りまして、その中で、もちろんこれはその前に本人の同意が当然情報提供には必要になりますが、こうした中で必要に応じて家庭訪問を実施することで今後のフォローワークをいたして医療機関との連携を調整するというような流れが1つございます。

逆に、市の方でもそういう情報が把握できなかった場合につきましては、各診療される医療機関の方から市の方に情報が入りまして、そういうハイリスクの妊婦等につきまして把握ができ、訪問等によりまして指導等を行っていくというような流れになってございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 体制が構築されているということで安心いたしました。

ちょっと次の質問に移らせていただきます。

「広報やす」8月1日号の4面についてお伺いいたします。

紙面にある米印、「一部省略等しています」の省略内容を市長、お知らせいただけますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の「広報やす」8月1日号の紙面の一部省略の部分についてのお問い合わせに対しましてお答えします。

既に市民から市長への手紙はきちっとお答えをして、公開を希望しておられる方については定期的にホームページに公開していますので、この手紙も既に先月に全て公開されていますので、もうお読みいただいたらそれでいいかなと思うんですけども、議場でお問い合わせですから説明をいたします。これは紙面の都合で一部省略したものです。省略した部分ですけども、「現在、新規建設より今の野洲病院を利用した方が早く安くできると主張されている議員の方々は、もともと市内に病院は要らないという意見も言っておられました。その後、市民や医師会などから病院の必要性を訴える意見が強まると、病院の必要性については認めつつ、市立病院には否定的でした。そしてさらに、市立病院の要望の世論が高くなると、ご指摘の今の野洲病院を利用した方が安くできるという意見に変わってきました。参考に、平成27年12月に行われた市議会と自治会連合会との懇談会における立入

三千男議員の発言をお示しします。反対議員でも病院を要らないと言っている議員はいないと思います。私どもはやはり現行の民間の医療機関、野洲病院を公立化することに反対ということでございまして」という部分、それと、最終末尾のなお書きの部分で「なお、市議会の一部会派から現野洲病院を直ちに市民病院化するなどの提案を掲載した広報を配布されたため懇談を申し入れましたが、その話し合いは拒まれました。また、配布された広報と同内容のことに、稲垣議員からも本会議で質問があり、お答えの際に、当方からの反問として議員の反対側の提案に関して問いかけを行いました、その場での明確な回答及び説明、また後日の回答文書にも問いかけに対する回答及び説明がなかったところ、以上2カ所が広報掲載にあたり一部省略した内容です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今の全文の説明をお伺いしたんですが、私は議長をとおして返答を提出しましたが、きちんとその中で私が述べさせていただいたのは、そもそも反問権の運用規程に今回の件は制度上、従来の慣習から議長が認められたということは当然理解はしていますし、僕自身も本来反問権の運用趣旨にちょっと反するんじゃないかなと思うようなことに関しましても私は通常答えてきましたが、あのときはたしかかなりの大量の文書で反問権の事前通告のない一般質問相当と捉えられるような内容で本職に対して問いかけをなされました。私は、それに対して反問権の制度上、やはり文書で回答すると制度上やっぱり問題があるんじゃないかと、そういうことも添えて、ただ、私は対談等の機会を設けていただければいつでも説明させていただきますということもその文書には添えて返させていだいたと思いますので、今の市長の市民の方への返事を見ますと、大変ちょっと誤解を与えるのではないかと思うのですが、再度答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 手紙の内容はもう既に決裁を出しておいて、この市長への手紙というのは後ほども何か触れられると思うんですけども、単なる私信ではなくて、市長という役職というか1つの機関ですから、私は自分で勝手に書いてません。全て市に来ている手紙を市長として代表して答えるということですから、従来も言っていますように担当課で練って原案を書いてもらって、全て部長までの決裁が出来たのを私が見て、そしてそれで納得できなければ協議をして、そしてその場でもう一回フィードバックして書きかえてもらって、そして来たのをまだ納得できなければまた議論もしますけども、場合によっては私がもう一回手を入れて、私が担当者になって担当者にもう一回返して、担当部長を経

てきてという、中にいる職員だったらなぜここまで手間入れているかというぐらいに手間を入れてやっています。勝手に手紙を書いたことは一切ありません。多いときだったら、年間200通ぐらい書いていますから、この8年間で恐らく1,000何百通、誠心誠意こめて、全て読んで議論しています。これはもう、後ほども若い職員にとか職員との接点とおっしゃっていますが、この手紙だけでも全てとは言いませんけど、かなりの職員、保育の現場の職員さんも図書館も、とにかく市長への手紙で来ればいろんな基盤整備も職場の担当者とも直接この手紙を通してコミュニケーションやっています。

ですから、既にこれ出て、もうホームページに公開されている手紙の言い訳とか、これは余り生産的ではないと思いますし、あのときも言ったと思いますけど、面談を求められたと言うけども、議会の公の場で公開されているそこで議論したことを稲垣議員と面談したら、これは全然意味がないじゃないですか。議員さんも市民も見ておられない場所での面談。だから私は議長の採決で公開の文書でやりとりしましょうということで落ち着けてもらってやったつもりです。今ここに稲垣さんの回答文ありますけども、何か制度論で答えられないみたいなこと言っておられますけども、あなたも政治家なわけですから、さっき議長もある議員さんの質問で通告にはないけども答えられたら答えて下さいとおっしゃったので、私は率先して手を挙げて答えました。全て説明責任を負う、あるいはチャンスがあればお話をするというのが政治家の本来のことであって、ルールに書いてないからとか、ルールに反するからとか、もう市長が答えたからあえて反問をしていただかなくても私は抑えましたとか、ちょっと残念ですね。政治家というのは、公衆の面前でみんなが批判される中で堂々とやるべきで、議場でやったことを個別面談で対応できるという話をまた聞いて残念に思いました。

以上、お答えです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 私も今の発言は市長と同感なんですけど、やはりあのときの市長からの反問権の内容に関しては、ちょっと常軌を逸脱しているのかなと。質問の量的にも質的にも、やはりそのようなことが常態化すれば、やはり二元代表制というのは、議員側から一般質問が認められていて、どうして市長側から質問が認められないのか、これは僕の私見かもしれないんですけど、やはり執行する権限の立場がやはり市長の方が強大だからだと僕は思っています。やはり、市長の方には何事も事務を執行するのに部下の行政職員が何百人といるわけですよ。僕らにはやはりそれがありません。やはりそういったよう

な抱えている権限、立場、そういったものの差から、僕は執行部からの一般質問というのは認められてないのかなというふうには思っています。多少の常識の範囲であれば、私は全然堂々といつでも受けて立ちますし、今までもそうしてきたつもりですが、やはりあのときはちょっと違ったのかなとちょっと思っております。

あとちょっと順次聞いていきたいんですけど、先月ホームページで公開とあるんですが、何日に公開されたんでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 8月30日です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） それは、じゃあ一般質問で私が通告したから載せられたということで理解してよろしいでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや知りません。私も公開しているかどうかちょっと気になったので、さっきまさに休憩時間に担当課にあれば既に公開しているんですかと聞いたら、していますと言うから、じゃあいつですかと言ったら8月30日と言っていました。

いずれにしても、できるだけ速やかに定期的に公開するようにしていますから、そこは私も全く関与していません。公開するかしないかの関与は私はしていません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） でも、発行日が8月1日なのに、どうして8月30日に公開されているのか、ちょっと僕は腑に落ちないんですが、再度求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市の広報の原稿というのは7月中につくりますね。ですから、市長への手紙というのも、来てからできるだけ速やかに、本当は2週間以内に返したいんですけども、さっき言ったように議論しているともう少し遅れる場合もあります。できるだけ速やかに返す。一定期間ですから、この8月、ちょっと私このお手紙の日付を覚えていませんけども、8月1日号の原稿に載るということは7月中にもう編集にかかっているわけですから、それ以前ですから、8月のお手紙では全くないですよ。6月か7月のお手紙ですから、ですから7月のをまとめて8月中にできるだけ速やかにとか、そういうことであれば何もおかしくない。8月に来たお手紙、8月に公開したお手紙なら、返答したお手紙ならなぜ8月中に公開かと、これは私も自分で不思議と思いますけども、全然問題ない

と思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 私、どうしてこれだけ聞くかという、市のホームページには議員の名前が実名でそのまま載っていますし、やはりこの広報に関しても議員が特定できるような感じで記載されているので、こういったことは従来見られなかったと思うので、大変ちょっとこれは僕は民主主義の観点からも、ちょっと僕は個人的に問題があるんじゃないかなと思っているんですが、このレイアウトなり、この市民の方からの声という形で市長の返答を載せるこのレイアウトなり企画なりを考えられたというか、企画されたのはこれは直接は誰からの指示から始まっているのか、お伺いできますか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） レイアウトとかは、これは担当課がやって、あと広報課が最終的にやりますし、私は関与していません。ただ、このお手紙を載せた方がいいというのは私も提案しました。一番わかりやすいということで。

なぜそうなったかといいますと、余り触れたくないんですが、これが来まして、結構市民の方から混乱が起ると。7月号でもこれについてのもちろん反論はできたんですけども、職員はそれもしようという提案をしてくれました。そして市民からも結構これだけの陣容で役職まで書いてあって、直接私も聞きましたし、市の説明責任を果たしてほしいということがありました。でも、7月号ではできるだけ客観的なことと。でも、やはりもう少し市民ニーズに答えようということで、ちょうどこの8月1日号に載せたお手紙が早く安くというのでわかりやすいということでしたので、議論して、それだったらちょうどそのときにお返りする時期の手紙がこれだったら一番論議わかりやすいんじゃないかという提案をして、あと職員で議論して下さいということで結果的にこの記事になっています。決して何か下心があったりとかじゃなしに、堂々のご意見言われたら名前が出て何も構わないと思いますから、全然問題ないと思います。ホームページでも公開していますから。もしか何かあるんだったらまた別途対応していただいたら結構かと思いますが。むしろ、それぞれの議員さんの主張を再掲しているわけですからね。公開の場でされたご意見を。改めて掲げているわけですから、問題はないと思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 行政職員さんの判断で始まったということで今答弁いただきましたので、わかりました。

では次の質問に移らせていただきます。

8月1日号の「広報やす」の4面ですが、この面は客観的な情報を伝達する目的を持つ行政の広報紙ではなく、市民からの市長への質問を利用した政治家としての市長広報の私的利用であるおそれがあると思います。税金で作成された紙面であることを考えると、市政の私物化ともとれると思いますが、市長の見解を伺いたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど来説明しましたように、ホームページに掲げている情報ですし、これまでも幾つか参考になる市長へのお手紙については定期的に紙面で公開をしています。

逆にこれ、私が自分の何らかの個人的な発行のものに載せれば、市が持っている情報を私が個人的に載せたということになって、それこそ問題ではないかなと思いますけども。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

3番はちょっとかぶるかもしれませんが、お答え下さい。

仮に同様の内容を広報するのであれば、市長個人の発行として行うべきであると認識しますが、市長の見解をお伺いたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今お答えしたとおりです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） それでは次の質問に移らせていただきます。

自治体の最大の責めは、市民の安全安心の生活を守ることであり、それに沿って各総合計画を立て推進することであると思います。それは、市長の仕事というより、私は行政の役割かと思えます。

ここで、私が思う市長の仕事とは、職員が自由に発想できるよう組織におけるさまざまなバリアをなくし、そして自己実現を図ろうとする職員の頑張りを励まし、勇気を与えていくことであると考えます。高度経済成長から安定、低成長と時代が移り変わり、社会の仕組みやルールが求められている時代に、どのような新しい価値を創造していくか、前例の踏襲ではなく、新たな分野にチャレンジする人材が求められています。

一般的に言って、職員は縦割り、階級制度、堅固なピラミッド型の組織の中で、能力が発揮できず、鬱々としている職員が自己実現の達成感を得られるような職員が、自由自在



に仕事ができる雰囲気をつくっていくのが市長の役割だと思っています。それには、全ての責任は市長がとると明確に表明することが職員を勇気づけることになると思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 勇気づける、責任をとるということでどうですかという見解ですけども、それは個人的な稲垣さんそう思っておられたらそれでいいと思うんですけど、やりとりするようなものではないんですが、表明することも大事ですけども、私の従来からの方針は、表明するよりは実践でそれが実現できれば表明する以上の効果があるし、逆に表明しても実践が伴わなければだめなので、むしろ実践型でずっと貫いていきます。これは市長以前でも一応別の組織で一定の管理職まで務めましたから、そのときも全く同じ方針でやってきています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） その実践でやってこられたとおっしゃいましたので、ちょっともし可能であれば何か例えなり、何かこのようなことがあったというのを伺いできれば。もしなければいいんですけど、もしあったらちょっと教えていただきたいと思うんですが、再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 幾らでもあって、もう挙げるのはちょっとここでやるような話では私ないと思います。自慢話余りしたくないですし、要するに責任とると言わなくても、いろんな事態が生じて職員さんと一緒に協議したり、職員が困ったときに言わなくても職員が安心できるような落としどころがきちっとできて、物事が結果的にスムーズに進めば、それは責任をとったことになるわけですから。責任をとるというのは、一定やっぱり組織で仕事をしないとだめですね。私もこの組織で8年間やっています。前の組織では30数年間やりました。稲垣さんどこかの組織で、私は組織というのは徒弟仕事の積み上げだと従来から言っていますが、そしてやはり権限を持って責任をとると。下の職だから責任が要らないというわけではないんですね。見解をとおっしゃるので、ちょっと簡単に言いますが、私市長になる前からでも、今もなってからでも言っているのは、誰かが判断するんじゃないしに、全ての事象は一番最初の組織の段階からいけば、低い段階の人も判断をして下さい。その判断が最後まで行くかどうかはわからないけども、全ての人判断をして、その判断の積み上げの結果として組織の判断が出るわけですよ。だから、市長

が責任をとるわけじゃなくて、私も徒弟仕事でいわゆる平から仕事して行って30数年同じ組織でやりました。自分で責任をとった。でも、その責任をとって判断したものが上の職員の人からはよしとされなかった場合もあるし通った場合もある。そういう積み上げの中で責任とか判断とかいうものが出てくるわけで、単純に言葉で責任とりますよと言って、そんなことばかり言っても組織は動きません。だから、実践で責任をとるというのは、表明するしないに関わらず、いろんな場面で物事はきちっと解決がついて責任をとるべき人が責任をとったということが全ての組織の中で了解がされれば、それが責任をとったということになるわけです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。

私は、8年前の山仲市長の市長選出馬時のマニフェストを持っています。その中に書いてありますが、「親しく、広く、意見を聞き、即実行！職員の相談相手となる即実行！」とあります。市長就任時はそれができていらっしやっただかと思いますが、しかしながら8年が過ぎ、今現在はそれが自身でできているか、野洲市の400人を超える職員の皆さんはどう感じているか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当初どおりやっているつもりですけど、職員さんがどう感じているかは私にはわかりません。でも、そんなに悪くないと思います。さっきも若いというよりは中堅の職員さんがたまたま来てくれて、ちょっと質問が出ていたんでしゃべったんですけども、いやそんなことないとお世辞じゃなく言ってくれました。

ただ、数日前に市外の知り合いが電話してきまして、今こんな情勢ですから、いろんな情報が入ると思うんですけども、いや結構強権的にやっている部分話出てるよと言うから、聞いてみたら、余り一次情報じゃなしに、どうも積極的に何か山仲市長は強権的にやっているとこの話が出ているみたいですけども、私はそんなつもりは全くないし、おっしゃるように職員さんからも、個々には尋ねてませんけども、どうですかと言ったら、お世辞じゃなしにそうではないと言ってくれる人の人が多い。

もちろん、全ての人の意見を聞いていたら市政は運営できませんから、異論があったり、私の方がきちっと主張する場合がありますけども、頭ごなしにやるということは私はやってないつもりです。それなりの根拠とか背景を議論した上で最終点へ持っていつていると

思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今の回答を聞きますと、例えば今回争点になっている現場主義を貫いているということだと思んですが、今回の新野洲市立病院整備においても、当然現場に赴いて市民の方々とも膝を寄せ合って、十分な対話のもと、職員とも病院の計画を進めてきたという自負があたりだということに理解してよろしいでしょうか、再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もちろん完璧かどうか、物事百点満点はないと思いますけども、最大限その努力をしてきた結果がこの5年間だと思っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） であれば、やはりおととしの、一昨年の県職員とのメールの問題やああいったことが発生していましたが、どうしてあれはそういったことが発生したとお考えですか、再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か全然展望のないご質問ばかりで残念なんですけど、あれは私は本当に仕組まれていると思っています。あえてご質問されるのであれば、あれは仕組まれています。朝は持ってきてなかったんですけども、これ持ってきまして、稲垣議員はここに良識ある担当市職員を更迭、冷静な意見を排除したと書いていますけども、政治家ですから何を言われても構いませんけど、これ政策論じゃないんですよね。司法攻撃。私は良識ある担当職員を更迭はした覚えはない。これ議会でもないと答えたのに書いてますね、これ。それ以降に。あなたは、この更迭されたと想定されている職員と接触されたんですかと聞きました。答えがうやむやでした。県のあの動き、先般も聞かれました、その方がなぜ委員に入っていないのか。その委員が検討会で自分の権限でもないことを公表したわけですね。そのシナリオまで、もう何回も余り言いたくないけども、そのシナリオまでも担当職員とメールでやりとりをしていた。そして、そのワードのファイルは知事答弁という、知事答弁だったか知事協議という県庁のファイルですよ。かたくいえば、仕組まれているんだと私は思います。だから、精査してよくなったんじゃないかと、何らかの作業が働いていました。こんなこと、終わったからいいんですけど、ご質問があるから言います。幾つかまだ不可解なことがあるんですけども、そんなことにこだわっているよりは、

ここまで来ている病院をもっとオープンにいい形で整備していったらいいんじゃないかなというふうに思いますし、なぜ稲垣議員がそこにこだわっておられるのかこそ私は疑問ですけど、反問はいたしませんけども、疑問に思っているということだけお伝えしておきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） まず、当然その職員さんと接触がなければそういう情報というのは入手できないと一般論的には思いますので、そのように考えていただいたらいいかと思います。

次に、たしか前回か前々議会の際に、たしか大藤政策監だと思いますが、処分したとたしか答弁があったと思います。なので、それが今の件に関しては立証されたかと思いません。それについて再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私全部答えますけど、処分というのは、それはこの件ではないですよ。だから、更迭したじゃなしに、いわゆる職務に関わってやるべきことをやらなかったとか、そういうことです。公表基準には合致してないから公表しませんけれども、決して不明朗なことはやっていません。内部の第三者機関での審査を経て必要な処分はしています。もう他にも職員さんいろんなことあったら処分はしていますけども、公開するか公開しないかは別途基準を持っていますから。

稲垣議員がなぜそういうことをこだわられるのか。全て公開できるんだったら公開してもいいと思うんですけども、今言ったように制度的な制約があるから公開はしていませんけど、今の処分とこの更迭は全く関係ないです。更迭していませんから。稲垣議員が接触したみたいなことをおっしゃいましたね。そうしたら、当該職員、これは限定できているわけですけどね、人数も。その人から自分は更迭されたというコメントを聞かれたわけですね。反問はしませんけども。こんな議論を市議会の公開でやることの私意味がないと思うので、これから伸びやかに市政を担おうと表明されている方が、私だったらそんな質問しませんよ、議員でも。もっと前向きにやること本当にいっぱいある。それを何か過去を突っついて、私は、皆さん思っておられる以上に透明性高いし、うそをつかない。もしか、何か問題があるんだったら、庁内から漏れていくと思いますよ。箝口令も敷いてない。だから、今の処分というのはありましたけども、それと更迭とは関係ないです。更迭はしていません。そこだけはっきり言うておきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） もうここにとどまっているつもりはないんですけど、でも前回議会だったと思いますが、一般質問の内容では、今回のこの問題についての中で処分したと答弁記録残っていると思いますので、ちょっと今の市長の返事はおかしいと思いますが、再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 前の記録わからないですけども、要するに今おっしゃっている更迭と処分はまず関係ない。

それと、公表できないから何の業務かも残念ながら言えません。もうちょっと絞り込んでもらわないと、今幾らでも出しますが、今通告外の話じゃないですか。処分という話は。別途やっていただいたら必要な情報を担当課から公開できるものについては議員の皆さん全てに均等にお出しをいたします。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

次に行きたいと思います。

それでは、ちょっと再度ですけど、職員とは日ごろからできる限り時間をとって十分な協議を行える体制を整えているということで理解してよろしいでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 納得してご質問いただいているんだったらそう受け取っていただいたら結構です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） では次に行きます。

就任時の市長は、非常に写真を見ても笑顔で、市民から人気があったのは当然であると思います。現在においても、市長の人間性も尊敬する部分がたくさんあります。しかし、最近私が議会庁舎内で見ても余り笑顔を見せていただけず、廊下ですれ違っても挨拶しても余り笑顔を見せてくれません。

何が言いたいかといいますと、時間的な余裕がないことも確かなことではあると思いますが、職員、特に若い職員の方々ともできるだけ顔を合わせ、現場に出向いて行って職場環境を見る。それによって職場の雰囲気というものをしっかり見ていただき、できる限り

風通しのいい組織とすべく努力していただきたいと思いますが、市長の見解をお伺いたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 職員との接触の仕方のご提言で、ありがとうございます。自らやられたら結構かと思えますし、私、多分市長になったころはそんなにこやかにしてなかったと思うんですけどね。変わってないと思えますけど。まさにそれこそ新聞に書かれていますから、更迭というのは。これは私の場合は言ってもいいわけで、更迭されて、すぐに仕事もやめて、サラリーマンでしたから、仕事がないですね。今表明しておられる方みたいは何々を経営しているとか、収入の安定がない立場でしたけども、もうやめまして、そしてからしばらくは無職で、そして市長選に出ようということも誘っていただいたんでやりました。だから、結構更迭で傷心で収入は途絶えて、当選できるかどうかわからない選挙に打って出て、その後の名残ですから、選挙のときでも笑顔がないとか言われましたし、当選の喜びぐらいちょっと笑顔があったんか知りませんが、基本的にはそんなに笑顔はなかったと思えますし、いずれにしてもそんな人の笑顔があるかないかよりは、きちっとやっぱり組織が、あるいは市民と共に仕事ができているかどうかの方が大事なこと、笑顔はないよりあった方がいいですけども、笑顔だけで市長職が達成できるものではないと思えます。見解はいろいろあると思えますけども。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） いや、私は8年前の選挙時の持っているんですよ。マニフェストとかいろんな政策ビラ持っているんですけど、すごい見たことのない笑顔だったんで、多分ご自身でも見られたらわかると思うんですけど、やはり僕3年ですけど、この議員になってから見たことがないので、ぜひ見せていただきたいなと思っております。

では、済みません、4番なんですけど、この質問の通告自体が市長の出馬表明の以前に作成されて、以前提出したものでこのような質問になっています。ですので、4番は省略させて、既にもう議場で答弁いただいていますので省略したいと思います。

では、5番はちょっとじゃあお伺いしたいと思えますので、読ませていただきます。

8年の在職を振り返り、特に社会的立場の弱い人たちの生活向上における実績があれば市長にお示しいただきたいと思えます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の社会的に弱い立場の方々への支援策のお問い合わせです

けども、その前に、私は笑顔はまだ今も変わっていないと思うんですけども、ただ、稲垣さんにはなかなか笑顔が振り向けない。つくり笑いをしたくないタイプですから、これだけワン方向で曇みかければ、それはやっぱり自然に笑顔は出がたい状態になると思います。

あと、社会的弱い立場という言い方私好まないんですけど、お問い合わせがそうおっしゃっていますから、常に言っていますように、人間生まれた限りは自己実現を図ると。でもいろんな困難な課題があったときに支援を受けないと自立ができないということだと思うので、弱い強いの話では私はないと思います。困難な状況におられる方への施策。

なぜこんなことを大ざっぱに問われるのかよくわかりませんが、まず生活困窮者の仕組みの前に、ちょうどこれ平成23年からそのときの政府が提案してくれて、内閣府のパーソナルサポートサービスのモデル事業を立ち上げてからさまざまな生活困窮者事業を、これ国のモデルの事業費も得ながらやってきました。そこに平成27年度からは家計相談支援事業とか、そして子どもたちの学習支援事業とかといった形でまずは生活困窮者事業の体系を整えてきたということですね。これは国の事業も率先していくような、引っ張っていくような事業が職員とか関係機関の協力で得られているというふうに思っています。

それと、この一環で昨年4月から市の債権の管理の条例をやりました。これも先ほど東郷議員がお問い合わせになりました滞納の整理、その滞納を整理する前に生活困窮者支援を入れようと、滞納が生活のシグナルと位置づけでやったこの制度もかなり全国的には注目してくれていますけれども、これも1つそういったものに当たるかなと思いますし、あと先もちょっと触れましたけれども、市独自で野洲ワークという形で就労支援をしていると。特にこれも生活困窮者に対して手厚く就労支援しているというのも当たると思います。それと今回10月1日から施行しますくらし支え愛条例ですね、これも集大成といいますか、まち独自で、極端に言えば憲法第14条の健康で文化的な生活を市レベルで最大限保障するためのそれぐらいの取り組みで、先般も東北に本社のある河北新報の社説で、全く職員も知らなかったらしいんですけども、私も後で聞かせてもらって読みましたけども、絶大に評価をしてくれていました。そういったことで、これも困窮の方への仕組みとして今の中で全体をくくるような条例に、これも議員の皆さんも可決いただいたから施行できるようになりましたけども、そういったこともあります。

その他、学童保育、これも私がやったというよりは、この8年間で築いてきたことで、なったときは大変だったんですよ。前も言ったと思いますけども、保護者の方が市役所に

も来られるし、おうちにも来られるし、手紙持ってこられる。200数十人が待機であり、かつ学区によっては不公平が存在する。6年まで行けるところが一部あるかと思うと、4年生でもきちっと入れないところがある。これも何回も関係者入れて会議をしました。保護者会の方とか。そこで全部整備しましょうと。だから15カ所、9カ所を一気に15カ所ふやしました。ということも、これも弱い立場というか、やはり働く人、働かざるを得ない方にとって、あるいはその当事者である子どもにとっても前向きな施策になっていると思います。

あるいは、保育所も3つの保育所、先行きなくて耐震化はできてないし、待機はと、これどうなっているんかというぐらいで、先般も人権施策審議会で運動団体の方にこういう状態の野洲市がなぜ人権が守れたんですかと、今やっているのは総合的に人権を守ろうとしているんですよと言ったら、いやそんなこと私たちは知らないとおっしゃいました。いやそれはおかしい。やはり、まずは弱い立場の子どもたちが安心できる施設で、かつ安心できる職員によってケアをされるべきで、保育士さんも何回も言ったように1年齢に正規が1つもないというぐらいで、1クラスじゃなしに、1年齢に、3歳児に正規の保育師さんが一人もないというような園がいっぱいあった。聞いてみたら、もう市で保育所を運営しないので退職補充をしないというのが前の方針ということでした。これも積極的に施設整備をすると共に保育士をふやしています。

それと、福祉事務所がなかったんですよ。市は福祉事務所を持たないといけないけども、私になった、もう4年間たっていたんですけど、福祉事務所が実質なかった。専門職もなかった。だから、実質福祉事務所を立ち上げたのも私になってからです。看板に偽りあり。市でありながら福祉事務所がなかった。

いっぱいあるので、余り挙げるとこんな聞いていただいても何か意気消沈されると困りますから、こういったぐらいたくさん弱い立場ということでおっしゃるけれども、私は生活に課題のある方への支援はまだまだたくさん他にもありますが、やってきたつもりです。これも私がやったというか、いろんな人の協力とか議会の議決でよくもここまで予算を認めていただいたというぐらいに野洲市、ぱっと見たらついていると思いますよ。学校の特別支援もそうですし、スクールソーシャルワーカーもそうですし、学校給食もこれも私になったときは民間に渡すようになっていましたよ。施設だけ巨大につくっておいて、後は民間運営ということで、現場に行ったら職員さんはいつ首を切られるか心配していた。それをもう一回きちっと精査して、見直し立てて、直営でもやれるということで堅持して



きたのもこれも大きな子育て支援、家庭支援になっていると思います。

とりあえず以上のところ、なぜこんなことを問われるのか知りませんが、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 私も市長の自慢話じゃないですね、実績を聞くような形になるのでちょっとこの質問については迷ったのですが、なぜ聞いたかという、私は以前もちょっと議会で発言したと思うんですが、小中学生の通院医療費の無料化ですね、これに関しては私求めてきたんですが、この今の件に関してはちょっとこの8年間の在職では進展がなかったと思っております。財源の問題もあると思うんですが、そのあたりに関して私は強く求めてはいるんですが、小中学生の通院医療費無料化、小学生だけでも僕は前倒しでもいいと思うんですが、それに踏み込めなかった点について、また次期の今表明されていらっしゃると思いますので、次期に向けて、そのあたりちょっと答えられる範囲で答弁いただけたら市長、幸いです。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後3時41分 休憩）

（午後3時41分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 医療費の無料化のお問い合わせですかね、今の。だから、先ほど野並議員のご質問にお答えしたように、私は一旦やろうと思ったんですよ、試算もして。何も湖南4市で足並みをそろえようと思っているだけじゃないんですけども、医師会なんかとか現場の混乱を考えると少なくとも、守山、野洲だけは一緒にしてあげないと制度が混乱するんですよ。できれば今草津、栗東、守山、野洲の医師会というのは全体連携していますし、小児休日・急病でも4市で今一緒にやっていることになっています。だから、そういうことを考えるとやはり足並みをそろえる。野洲市が引っ張っていくということも、当初も野洲市から提案したわけですけどね。今やっているクラウドも全くこれ野洲市からの提案で、最初皆さん逡巡していたんですけども、ようやくうまくいって効果が発揮できていますけども、だから医療費も率先してやったらいいんですが、今反対しておられるように大病院を抱えるこの事業体として、市としてはもう少し、私は可能性は十分あると思うけども、ここでやるよりは先大きな見通しを立ててからそこで安心した医療を受けてい

ただけるといふことで、否定はしませんけども、稲垣さんが公表されるんだったらいいと思いますけども、私はやらないとは言わないけども慎重に、まず他の事業の進捗を見極めない。

一番今本当に心配しているのは、先ほども言ったように児童虐待、これにどれだけきちんとスタッフなり専門家を張りつけられるか、それと発達支援センター、これも大変です。

1, 0 0 0 数百人今対応しています。

だから、医療費というのはサービスがあるからお金で済むんですけども、児相を市、町でどこまで責任持つかというのはこれはノウハウの問題です。この間も青少年問題の専門家である県のレポートの責任者でもある山田陽先生、これは私になってからもすぐに頼んだんですよ。野洲は専門家が入ってなかったんだけど、そして全県的にも専門家が少なかったんですけども、あえてお願いをして山田先生に入ってもらって、野洲市の青少年問題の仕切りをしていただいています。ずっとやってもらっている。山田先生が来て言ったのは、まだ専門家も入れてないまちが結構あると。野洲市なんかは最先端だけれども、これからの問題は専門家だけじゃなしに、その専門家をつなぐような役割の人材が必要ですよということだったので、野洲市の場合今児童虐待ではそこまでやっていませんけども、市民生活相談でやっているあの機能というのはまさにその機能なんです。この機能を高齢者の虐待とか高齢者の介護の、これも本当にこれから大変なので、私も掲げているようにこれからは障がいを持っている人と高齢者が地域で住める、施設型では全然だめですから。

この間たまたま今政府でも評判になっているシェア金沢へ行ってきました。私が思っていたのと違ったというか、潜在的に思っていたのと一緒に、あそこに行く人は施設だと思っているんですけども、施設じゃなくてまちをつくらうとしている。もともと仏教系の施設で、施設型でやってきたけど、施設では追いつかないからタウンをつくったわけですけども、本当は人造タウンじゃなくて地域がもう一度その機能を取り戻せるかどうか、そういうところにぜひ取り組みたいと思っているので、そうすると子どもも障がいを持っている方も高齢者もうまくいくということだから、そういうところに財源を独自に振り向けようと思ったら、医療費の無料化で何千万も、野並議員は安くなると試算しておられますけども、単純に試算するとやはり8, 0 0 0 万ぐらいはまだこれから要りますから、毎年要りますから、それよりは政策、サービス、今ないサービスに力を入れた方が最終的に市民の方は喜ばれる。医療はもうサービスは整っています。中核医療はこれからですけども、開業医さんとかそこではサービス受けられるので、確かに経済的な負担を軽減させてあげ

ばそれはいいとは思いますが、あまねくやるよりは、弱いとさっきおっしゃった困窮の方へは手厚くすると共に、今ないサービス、求められている子育て支援とか高齢者のサービスに充実していった方が私の見解としてはいいと思っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） ちょっと先ほども申しわけなかったですけども、ただ、検討したいというふうなことはおっしゃいましたけど、新病院の整備に一般会計から現在から1億2,000万円余分に繰り出すわけですから、そこまでなってくるとやはり医療費無料化に対してそこまで本市の財政収支の状況では、財源を捻出することはちょっとより難しくなるのではないかなと思うんですが、その点、もし答弁いただければお願いできますか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そうか、そういう伏線でお問い合わせだったんですね。病院つくったら医療費無料化できないと。1億余りが、今県はあと1億余りを財源と言っていますよね。ある程度今想定してまして、さっき言いましたクラウドでほぼそのぐらいの金額が、今野洲市はクラウドはまだ丸々採用していません。野洲市の提案で5市でやろうと。またあと1、2市が関心示してくれているので、そうなるともう一段のコストダウンです。野洲市は次期の更新のときに全てのシステムを入れ替えますから、そこで効果を発揮しますが、恐らくそれがかなりの財源の削減効果を生んでくると思う。まだこれ公表していませんけども。となると、今と余り変わらないので、全体の財政状況がよくなれば子どもたちの医療費の制度も可能だと思っていますし、先ほど野並議員は国は制度を変えたとおっしゃっていますが、まだ国は完全に制度を変えていませんから、そこに国の制度が合わさってきたり、国保が平成30年から都道府県が財政責任を持つと、一元化じゃない、財政責任を持つとなったときの国保の状況なんか見ながらやれば、何も新病院つくっても子どもの医療費の無料化が不可能だということは全くないですし、逆に施設が古い、民間病院を市民病院にしたら私も言ったように泥沼になって、昭和60年、平成10年と同じことになります。先が見えない。今は先が見えているわけであって、巨額とおっしゃるけど先が見えていますから、子どもの医療費の無料化も否定はできない。ただ、大事業を控えているときには慎重にと。

オリンピックに出る前の選手というのは、自分のコンディションとかいろんな状況をきちっと整えるじゃないですか。野洲市にしてみたら、何回も言うようにこの事業、私は可

能性は十分あると思うけども、でも慎重に取り組まないといけない事業なので、よそがやっていることをやれないんだったらこれは私は満たしていきます。でも、完璧学童、完璧中学校までの給食、完璧耐震、完璧空調、湖南4市でどこもやっていませんよ。発達支援に何千万も加配しているまちも滋賀県でも少ないし、近隣とは全然違う。これもかなりある意味で無理をしているんだけども維持できている。その上であえて医療費の無料化まで取り組むかどうかと言われれば、いい意味で私は慎重でいいと思いますが、稲垣さんの論理は絶対通らない。新病院つくったら、その1億が出てこないという論理は全く当たりません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 私は今の現民間野洲病院を市立化しようという政策を持っていますので、そうすれば、そうすればと言うのはおかしいんですが、この1億2,000万が何に使うだろうなと思ったときに、単純に医療費無料化が実現できる財源にはなるなと。私これ、やはり政策的に実現したいと思っていましたので、ちょっと聞いてみました。

次に6番に移りたいんですが、6番に関しては先ほど申し上げたとおり、これ市長表明の前に通告を出したんですが、その翌日に私も同様のことになりましたので、6番の質問をするのは不適當かと思っておりますので、ちょっと6番は外させていただきます。

では次、4番の新・野洲市立病院整備についてお伺いさせていただきます。

1番行きます。

建設費の高騰、給与費の逡増傾向などの見込みについて、従来の整備計画からの事業費の高騰傾向は現時点において大きな変化は発生していないか、政策監にお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、稲垣議員のご質問、建設費の高騰、給料費の逡増傾向など従来の整備計画からの事業費の高騰傾向、現時点の大きな変化についてお答えをさせていただきます。

平成26年度における市立病院整備の計画策定以降、建設工事に関する国及び民間の統計データから判断いたしますと、近年の建設工事費の動向につきましてはほぼ横ばい状況と見ております。

次に、給料費の傾向に関する事業費の傾向についてですが、260人程度の職員がいる組織では、職員の平均年齢も中期的には一定化されるものでございます。また、病院職員の給料単価は基本的に診療報酬の技術料評価の部分と連動して上下するものでございます。

こういったことから、現収支計画におきましては検討時の診療収入の収入と同様に、人件費についても固定して推計をしているため、ご質問のような人件費の逓増傾向が仮にあったといたしましても、計画の収支にはそれが影響されないようになってございます。

以上のことから、計画策定以降、現時点におけます大きな変化はございません。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今答弁でありました統計的なデータの発言がありましたが、そのあたり、もう少しお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、国のデータといたしまして国土交通省主要建設資材需要価格動向調査結果がございまして、これは建設資材のモニター調査でございまして、平成28年8月1日の調査結果公表でございまして、生コン、鋼材、木材等の建築資材の調査結果が公表されております。価格動向は、全ての資材が横ばいです。需要動向は全ての資材が均衡がとれてますという結果です。在庫状況は全ての資材が普通であるという結果でございまして。

もう1点、民間はみずほ信託銀行不動産マーケットレポートでございまして、これは2015年9月の公表でございまして、これは建築費指数は平成22年から平成23年をボトムとして上昇したが、平成26年度後半から弱含み、27年度以降はほぼ横ばいで推移をしているという公表でございまして。

このようなことから、平成26年度以降現在ほぼ横ばい状態というふうに見ております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 横ばいということなんですが、この近年建築資材の高騰が激しかったということを考えると、高水準で維持しているということと理解してよろしいでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） おっしゃるとおり、建設費は下がらずに至らず、高どまりの状況と見られるという評価もついてございますので、今おっしゃったとおりだと思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 前回、たしか20%上昇したときの数値をお示しいただいたと思うんですが、2割ですね、想定される上昇単価というのはもう2割までで検討されているのか、それともそれ以上の、建築単価の2割以上の上昇でもある程度想定されたのか、そのあたりちょっと教えていただけますか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 仮にこの前の議会ときは2割上がった場合と想定してお話しさせていただいたんですけど、あえてこれを目標には全くしておりません。本来は、今の平米当たり36万。この前のプロポーザルの技術提案も見ていただいたらわかると思うんですけど、いかに36万で目的の建築物をつくっていくかという課題をまずしっかり持っています。その上で、仮に2割上がったらこの前説明したような内容になるんですけども、多分今まだ細かい構造計算、積算など全くしてないのでわかりませんが、2割も見れば十分何とかおさまると思いますけども、決して2割を目標にしているわけではございません。この点をご理解下さい。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 済みません。2割の上昇した場合の毎月の負担額について再度ちょっとお知らせいただいてもよろしいですか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 2割ふえるということは、平米36万の2割増し、平米7万2,000円ふえるわけでございます。建築延べ床面積が1万4,925平米でございます。これで10億7,400万ふえるということになります。各年度でいいますと、起債を張って工事をしますので、30年償還ということになってございます。1年間にふえる償還額は3,582万円でございます。これの2分の1が法定の繰り入れ割合でございまして、一般会計からの。一般会計の負担は1,791万の増加になるということでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 済みません。僕は建築のことは専門家ではないのでちょっと再度もう1点だけお伺いしたいんですが、ということであれば、仮に4割上がれば20億円上

昇する建築工事費として見ればいいという例えですけど、そういうことで単純に理解してよろしいでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 4割だとこの倍ですよ。でも4割というのは私個人的な見解にこの場ではなると思うんですけど、全くまだ検討していないので、絶対あり得ないと思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。

では次の質問に移らせていただきます。

来るべき公共インフラの更新費用と病院経営による将来の市民負担について、引き続きお伺いいたします。

本市では、今後、人口減少に合わせ上下水道管や道路、公共施設の更新費用は膨大なものとなり、それは市民が負担していくものとなります。水道事業に関しては、施設の老朽化に伴う更新費用に関連し水道料金の値上げも予定されており、先行きに不透明感がございます。

現在の整備計画については、開院後30年、40年先と公共インフラの更新費用を試算した上で本整備を進めているのか政策監にお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） では、2点目のご質問にお答えをいたします。

公共インフラ等の更新費用につきましては、今年度策定いたします公共施設等総合管理計画において、全ての公共施設について長期間な視点を持ち、公共施設などの最適な配置の実現や財政負担の軽減、平準化を目的として総合的かつ計画的に管理をしていくこととしております。

市民病院事業につきましても、この公共施設等総合管理計画の趣旨に基づき、市の公共施設の1つとして包括的に適正な管理を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今の政策監の答弁ですと、15年という長期的なビジョンというのが答弁だったと思うんですが、15年以上の例えば20年30年40年というのは、そ

のあたりはどのように解釈したらよろしいでしょうか、再度お伺いたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 一般的に、私15年とは申しておりませんが、ほぼ予定では15年、おっしゃるとおり15年目処ですね。15年なんですけども、これとは別に、この計画に伴う先ほど言われました財政負担の検討ですね、県がかなりそのあたりの一般会計財政からの負担の要は証明をせよということで、前回の特別委員会でも資料を示して説明しました。あれは10年ですよ。だから、その10年から15年程度はやはり責任を持って担保できる期間というふうに見ております。やっぱりそれ以上になると、社会情勢の変化が、それと国の制度なども大きく変化する可能性もございます。ですから、しっかり具体的に数字として説明責任が果たせるのは10年から15年というふうに見ております。

それと、このような計画は一旦15年、10年でもいいんですけど、つくったら終わりじゃないんです。その10年経つまでもしっかり見直しながら、そのスパンをしっかりと制度を維持していく、要は見直しながら、その目的を達成できるように繰り返し検討をして、公共施設の管理が適正に行われているように、やり続けるということの方がどれだけ期間を持つというよりも大事だと私は考えます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） ちょっと自信を持って大丈夫だと言っていたかかったんですけど、私不安なのは、20年とか30年となったときに、更新費用のカーブが急激な上昇になるようなそういったようなおそれというのがちょっとないのか大変不安なんです、政策監、お伺いたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） その問いかけに関しては、今収支計画の方で開設後15年を目処にそういう設備更新など大規模改修などございましたので、具体的な数字でいいますと24億ほど既に見込んでおります。ですから、そのようなことで長期の計画見てないということで行き詰るような予定では全くございません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今回、水道料金の値上げということがありましたけど、それは当



然水道料金のさらなる値上げとかそういったことは想定せずに今の発言ということで、それは先のことなのでわからないとは思いますが、自信を持って発言されているというふうにお伺いしてよろしいですか、再度済みません、答弁求めます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 水道料金は特別会計で公営企業法で運営されています。ですから、病院も同じなんですけど、公営企業なので、しっかり収支を確保しながら適正運営をするというのは当然なんですよね。だから、そういう中でそんなようなこれからの確定しないご心配を盾にとって大丈夫かと言われても、なかなかそれに対応できるお答えはできませんので、当然それは適正管理、この先ほど言いました公共施設総合管理計画などで包括的に管理をしていく。当然水道も水道の公営企業会計としてしっかり収支を管理していくと。当然のことでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。

病院という業種の特性上の一般論としてお伺いいたします。

現民間野洲病院の地下に汚染物質がある可能性について、また仮にその場合、更地にする際は特に通常のケースと異なる点について、費用面も含め見解を政策監に求めます。これは、新病院整備に関わる現民間野洲病院の解散に伴うことに関連してお伺いしております。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、4点目の質問にお答えします。

この可能性につきましては、現野洲病院の敷地が土壤汚染対策法に基づく有害物質使用特定施設であるかどうか、この辺がポイントになります。これをこの法律を所管する滋賀県の担当課、南部環境事務所なんですけども、そこに確認したところ、現在野洲病院からはこれに関する届け出はないことから、同法に該当する施設は存在しないというふうに判断しております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 法律上の届け出がないということはわかったんですが、じゃあ実

際それはないということで理解してよろしいですか、再度お伺いたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） これは稲垣さんそういうふうに問われるのはちょっと趣旨わからないんですけど、なぜそこまで問われるのか。私が判断するものではございません。ここであるとかないとか言えるものでもないし、あくまで法律のこの土壤汚染防止対策法に基づいて処理、判断されるものでございますので、私の口からあるとかないとかは申し上げられません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 素直にないというふうに返事が返ってこない方が、僕はなぜかその方が不思議ですけども、当然先般500万円の補正予算でしたかね、野洲病院を調査していますので、そのあたりの件についても当然調査対象に入っているものと思いますので、再度答弁求めます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） このようなことは本来野洲病院が特定有害物質が使用されているか、使用されていたかの判断が出てくると思うんですけども、このようなことがないということで届け出がないということだと思いますので、そのあたりがどうかとこれ以上問われましても答えられませんし、それと持続可能性という調査は、あの趣旨は市の支援がどれほど今まで有効に成果が出ていたか、これからもその支援が妥当なのか否かということも、その辺のあたりを主観に調査しておりますので、この土壤汚染に関することにつきましてはこのような届け出がないということを確認したということだとどまっております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後4時08分 休憩）

（午後4時08分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） それでは次の質問に移ります。

新・野洲市立病院整備に伴う現民間野洲病院を更地にする際の取り壊しに際し、解体費用が発生することになると思いますが、仮に現民間野洲病院が法人解散時に債務超過に陥っていた場合、市民の税金で対応する可能性があります。バランスシート上は現在において資産超過となっていますが、解散となると建物の資産価値は資産計上からゼロ円となり、解体費用を計上すると債務超過になる可能性があるかと推認しますが、これらにつき、現時点において想定があると思いますので政策監の見解をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、最後のご質問にお答えをいたします。

去る7月29日に市と三上会の間で締結した仮称野洲市民病院の開設に向けた基本協定書では、法人の資産、債務、権利義務が適正に取り扱われるよう双方で協議することを協定事項として掲げており、そのために、まずは野洲病院が自助努力により財政を可能な限り健全化することを協定の前段で求めています。そして、その実践を条件に市は野洲病院の支援を継続するよう努力することを掲げております。

したがいまして、ご質問の建物の解体や法人解散時の問題につきましては、まずは野洲病院の経営と責任の範囲でいかなる対策が可能なのかを確認し、その次に市が講じるべき対策を検討していくべきものであると考えております。

このようなことから、解体工事に関しましては、野洲病院の責任で実施されるものと考えております。

なお、この件に関する数値を申し上げますと、現野洲病院の建物の延べ床面積は約1万500平米で、平成27年度に実施された他病院の解体の例から推定すると、建物の解体工事の単価は1平米当たり4万円程度になると見込んでおります。ですから、解体工事に必要な費用は4億円程度になると見込んでおります。

次に、野洲病院の債務、資産の状況に関する課題と今後の見通しについて市が今考えているところを申し上げます。

まず、野洲病院に係る諸課題を列挙しますと、まずはじめに昭和60年からの3年間に分けて、当時の野洲町から貸し付けた9億円の返済の問題、また町が損失補償等元利償還補助をする前提で民間金融機関から借り入れられた合計21億円の残債の問題、3つ目として昭和62年に市の名義になっている病院の敷地に張られている根抵当の問題、4つ目といたしまして、解散時における退職金の問題、最後に民間病院としての経営体力がどうなるかという5つの問題が挙げられます。

まず1つ目の旧野洲町から貸し付けました9億円の貸付金の返済の問題ですが、昭和61年度の返済開始からこれまで9回にも及ぶ返済期間の延長が繰り返されてきた経緯がありましたが、市が市民病院計画を具体化した平成25年度ごろから新病院計画を前提に滋賀医大などからの医師の派遣が充実し、それらの効果で野洲病院の医業収益が改善したことから、近年は毎年約7,500万円の返済が実現しており、この状態が維持されますと、平成31年度には残金1億5,000万程度まで返済が進むと見込んでおります。

次に、市による損失補償をもとにした民間金融機関などからの借入金21億円の返済問題につきましても、ただいま申し上げましたとおり新病院計画を前提とした医業収益が改善されてきましたため、計画的な償還が維持されており、返済は平成31年度でほぼ完了するものと見込んでおります。

また、平成62年度以降、市の名義になっております野洲病院の敷地に張られておる根抵当権につきましても、ただいま申し上げました金融機関からの負債が完済されれば、協議により解除することが可能になるものと見込んでおります。

次に、解散時における退職金につきましても、野洲病院は確定拠出型企業年金制度に加入済みであり、要退職金支払い総額を満たす積立資産総額を当制度に拠出されていることを確認しております。

最後に、現在の野洲病院の経営体力の状況についてですが、平成26年度は6,400万円、平成27年度も3,200万円程度医業収益で黒字が出ております。ただし、これも市立病院計画の推進を前提に平成25年度から滋賀医大などからの医師の派遣が充実して実現できた結果であることは先ほど申し上げたとおりです。

以上、申し上げました5点の見通しを野洲病院の最近の財務諸表の数値に基づき市として法人が解散されたときの状況を想定して申し上げますと、流動資産については医業未収金が約4億と現金貯金が約1億円程度あるものと見込んでおります。また、固定資産としては法人所有の土地652平米があると見ております。

一方で、流動負債は2億円ほど、固定負債については現状では約9億円の計上でございますが、先ほど市と銀行からの借入金の見通しのところで申し上げましたとおり、平成31年度末には市の残債のみ1億5,000万程度残る可能性があるということを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 大変すばらしい状況ですね。それだけの金額を返済しつつ、順調に黒字を出していらっしゃるということで、野洲市のバックアップがあつてのものだとは思いますが。

ちょっと幾つか今の内容でお伺いしたいんですが、済みません、この固定資産としての法人所有の土地の652平米に関してちょっと今答弁あつたんですが、これはどういったものなのか、もしお伺いできれば、今答弁があつたので、ちょっと教えてほしいんです。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 病院敷地の一部に三上会さんの土地の名義が一部652平米敷地内にあるということでございます。あとは市の名義の土地が先ほど言いました4,361.88平米ですね。市の名義は。購入した面積です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 今、先般私質問した土地の評価額とか抵当が入っているかとか、そのあたりはわかりますかね。もしわからなければ結構です、もう。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 先ほど言いましたように根抵当が張りつけてございますので、この根抵当は先ほど言いましたように借入金がなくなれば当然解除できるということです。三上会の土地にも根抵当がついております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） わかりました。現在の民間の野洲病院さんが高水準の収益を上げているということがわかりましたので。ありがとうございます。

それでは最後の質問に移らせていただきます。

中高生の自習場所の確保についてお伺いいたします。中高生の学習場所の可能性の1つとなり得る自習室の可能性についてお伺いいたします。

勉強する子どもたちは、自宅で自習できるのが理想的ですが、さまざまな事情により落ち着いて勉強できる場所がないことで苦勞している人が多いことを実感しており、自分の部屋がないと勉強するにもお金がかかるということ痛感しています。例えば、図書館で自習ができればいい環境であると考えますが、施設内に自習するスペースを確保するのは困難な現状もあります。

そこで、図書館に確保が無理なのであれば、学習場所として公共施設に自習スペースを

設けることを提案したいと思いますが、お伺いします。新しいものをつくってほしい、予算ありきの話ではなく、今現在ある施設をどのように生かしていくかということも合わせて考えていただきたいと思いますので、市長にお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の中高生の自習なり学習場所のご質問にお答えします。

中高生が学習する場所というのは、ご指摘のように家庭が一番通常の場所ですけども、そこで学習できないということになると、さまざまな要因があるわけですね。学習の場所というといかにも空間を想定しますけども、空間は当然ですけども、家庭の環境ですとか、あるいは教材もそうですね、そして時間があるかないか、あるいは総合的な雰囲気ですね、学習できる知的と言うと少しあれですけども、いろんな本があったりとか学習の文化的な環境、特に今生活困窮で言われているのは、生活困窮の再生産というのは、本があるかないかというよりは、その家庭の中にいわゆる文化、教養的な環境がないかどうかはかなり重要だと言われています。そんな高い学術とかは要らないんですけども、家庭自体にやはりいろんな成長とか学習をしようという雰囲気があるかないかと言われていますから、単純に空間があったらいいというものではないと思っています。今野洲市がやっているように生活困窮者支援とか、その中での学習支援とか、あるいは図書館でも図書館は一応本を読んだり調査をしたりですけども、当然その一環には学習というのも入っていますから、ただ、稲垣議員がおっしゃっているように図書館の本とは別に学習の空間を用意せよとおっしゃると、これはやはり図書館ではない。ただ、じゃあ公共施設があいているかとおっしゃるけれども、今あいている公共施設って、そんな簡単にあるわけじゃないです。だから、施設がないからじゃなしに、今私たちが考えているのは、時間、教材、そしていわゆる環境含めて家庭で学習できない若い世代のためにどういう支援をしていったらいいのかということが問題だと思っています。

先ほどの山本議員の児童館の問題もありました。だから児童館が必要なのかどうなのか、子どもの居場所、子どもが成長できる場所、あるいは子どもが子どもたちとして遊べる場所、これをこれから、昔だったら当たり前の空間が今なくなっていますから、総合的に今そういうところへ取り組んでいきたいと思っています。

先般も教育総合会議で学校の先生、教育関係者に学校として子どもの居場所という観点から把握していますかと言ったら、残念ながら把握してないと言っていました。だから、学習の場所以前に子どもの居場所が学校サイドで把握できていない。じゃあ誰が把握する

のかといたら、もちろん保護者なんですけども、今問題になっているのは保護者がなかなかそこに及ばないからということになると、やはり学校が学校にいるときだけじゃなしに、子どもたちがどこで育っているのか、あるいは子どもたちが自分の空間として物理的な、精神的なものを含めて、そこがきちっと用意されてない子どもたちに配慮していくのかというのが課題なので、単に空きスペースがあったらというような単純な観点だったら私はそんな簡単なものではないと。そのかわり、今申し上げたように総合的に学習環境がない子どもたちにはこれから政策として対応していきたいというふうに考えています。

以上、お答えです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 市長は同僚の議員さんによると幼少のころからすごく勉強ができたということを知っているのでもっとわからないところがあるのかもしれませんが、教育長なら多分ご理解いただける部分があると思うんですけど、単純に実際図書館で自習の利用を禁止していますよね。それはなぜかという、自習をしに来る人がいるから。需要があるわけですよね。まずその一点を確認していただきたいのと、あとはまず学習する環境が家庭で整えられないのかどうかという今の論点は、確かに必要なことではあるんですが、こういった生活環境とかそういったものとは別に、自宅で学習するよりふだんと違った場所で学習の方が集中できるはずなんです。相対的に、多分教育長も理解していただける部分が僕はあるんじゃないかなと思っているんですが、なので、図書館に自習利用を禁止しなければ中高生が押しかけるわけであって、押しかけたところで図書館で騒いだりするわけではなく、素直にみんな勉強しているわけですよ。だから、そんなに大げさに大きく考えてもらわなくても、需要があるわけですから、学習空間を用意していただければ野洲市の中高生の皆さんは大変喜んでくれると思うんですが、再度その観点からちょっと市長、見解をお伺いできないでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） だから、単純に場所だけの問題ではなくて、全体的なサービスなので、今提案しているように駅前のサービス交流施設の中には図書館の分館と合わせていろいろ世代の人が生涯学習的な取り組みも含めてやれる共通スペースは検討していますから、恐らくそこで中高生もいわゆる学習、勉強ができるんじゃないかなと思います。

ただ、たちまち空き部屋を用意してとかおっしゃるそういう何かどういいますか、単純な、否定的な見解には私は賛同しなくて、もう少し積極的な場所の展開を考えているから、

今たちまちどこか公共施設があいていたらそこを学習室にしたらどうかとおっしゃるような案では本当に機能しないのではないかなど。

それと、深刻なのは、やはり家庭という空間は存在しているはずなんですね、基本的には。どの子どもたちも。だけども、家庭で集中できないというのがよくわからないんですけども、家庭でも集中できるんですけども、できないというのは時間的问题があり環境の問題、一人だけで寂しいとか、そういった問題も合わせて解決していかないと、場所だけでは済まないというふうに思うので、総合的な展開の中で考えますし、場所についても多分駅前の交流施設の中にはそういうことを私議論していますから、組み込めると思います。駅前だけじゃなしに、それがうまくいけばもう少し広げていくことも可能ですけども、それよりはやはり家庭で学習できる環境を整えるという方にも力を注がないとだめなので、空間だけつくったらいいいという見解には私はくみしないという答えを申し上げたわけです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） スペース上の問題も今答弁でありましたけど、じゃあ公民館とか放課後の学校とか、スペースがあるんですけども、ちょっとそういった総合的な観点から提供できないのか、スペース自体がないのか、そのあたりはどうなんですかね。ちょっとそんなに掘り下げてするような内容でもないのかもしれませんが、ちょっとお伺いできないでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 公民館というのは各自治会が整備して活用しておられますから、市が関与できませんよね。それと、市が関与できるのはコミュニティセンターですけども、今野洲市の場合は指定管理でこれも学区ごとの自治連合会に委ねています。市が今持っている施設で子どもたちが安心して安全に学習をやる場所というのはそう簡単に生み出せない。

先ほど山本議員の話じゃないですけども、私はもう少し子どもたちが自由に公園みたいな形でいろんな施設で遊んだらいいと思うんですが、でも何が起こるかもわからないので、やはりそれなりのいい意味でのサポートが必要なので、そういうことを考えると簡単に空間だけ用意するようなものではない。

なぜ稲垣議員の問題が出るかといったら、家庭とかいろいろな状況が今いろんな課題を抱えているから子どもたちの学習環境がということだし、あともう一つは、やはり学校という施設は存在するので、先生の負担をもう少し低くして、学校という中で、この間私教



育総合会議で言ったのはそういうことなんです。学校という施設もいろんな施設が存在するのに、なぜ2時とか4時とか4時半で終わるのか。学童保育のときも言ったわけで、なぜ学童保育という別のサービスを整備する必要があるのかどうか、学校という施設なりサービスの延長も考えられる。もう少しだから総合的に考えていくべきなので、たちまちどこかの公民館があいているからとか、そういうような発想じゃなしに、もう少し政策議論が要るので、単純に空間を用意したらどうかとおっしゃっている案にはすぐには賛成とは言いがたいということを行っているわけです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） また検討していただけたらありがたううれしく思います。

それでは、一般質問終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（市木一郎君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明2日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。（午後4時29分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年9月1日

野洲市議会議長                      市 木 一 郎

署 名 議 員                      山 本       剛

署 名 議 員                      丸 山 敬 二